

CONTENTS

今月の特集

- EUのユニバーサルサービスに関する新指令案の概要 2
 来るべき情報社会とデジタル革命に対応するため、EUが今般提案した電子通信市場を規律する新しい指令案の中から、ユニバーサルサービスに関する規定を中心に、その概要を紹介する。
- 韓国における別定通信業界の動向 16
 非設備ベース事業者である別定事業者は経営基盤が弱いとされながらも、ネット関連を含む各種サービスの開発に優れている。別定事業者の最近の動向について概観する。

各国のテレコム情報

《米国》

- Intermedia (米CLEC) がBellSouthを反トラスト法で提訴 27
 競争的地域事業者 (CLEC) のIntermedia Communications, Inc.は、2000年7月11日、1996年電気通信法及び反トラスト法に基づくBellSouth Corp.への訴えを連邦地方裁判所 (Florida中部地区Tampa支部) に提出。RBOC (Regional Bell Operating Company) のネットワーク開放義務が反トラスト法で裁かれることになった。

《米国》

- FCC、インターネットの基幹回線の相互接続については引き続き関与しない方針 37
 FCC企画政策室(The FCC Office of Plans and Policy)は、9月26日に「Digital Handshake : Connecting Internet Backbones」と題した調査報告書を発表した。インターネットの基幹回線市場では今後も規制を課す必要は無いし、国際分野にも規制は必要ないとの見解を示した。

《メキシコ》

- メキシコは71年ぶりの政権交代で通信改革が狙上に 40
 7月2日の大統領選挙の結果、71年にわたり、一党支配を続けてきた制度的革命党 (PRI、中道) から、国民行動党 (PAN、右派) へ政権交代が起きた。ピゼンテ・フォクス次期大統領は12月に就任予定だが、連邦議会ではPRIが上下両院で多数を占め、次期大統領は厳しい議会運営を迫られそうだ。新政府の経済政策が注目されるが、メキシコの通信市場の変革が、その政策の嚆矢となりそうだ。新政府にとって、大きな試金石である。

《中華人民共和国》

- 電信条例が成立 42
 昨年来、策定が進められていた「電信管理条例」がようやく成立した。これによりVANサービスや再販サービスへの民間企業の参入が正式に認められるようになる。だが法案の内容は未公開で、外資規制緩和については依然不透明な状況。

《香港》

- 香港、通信免許規則を改正 44
 香港では今年発効した「電信 (修正) 条例」に基づき、既存のFTNS、PRS、PNETS等の各種免許を「キャリア免許」、「クラス免許」等の新種別に再編する免許規則の見直しが進められている。新規則ではテレビ放送免許も「キャリア免許」に含まれるようになる。

《イスラエル》

- ベゼックの独占に終止符 45
 イスラエルの国内通信市場開放に係る法案が9月初めに成立した。イスラエル政府はできれば年内にWLL免許の入札を実施したい考え。またベゼックの民営化も今年末頃に実施の見通し。



今月の特集

EUのユニバーサルサービスに関する新指令案の概要

木庭 治夫

来るべき情報社会とデジタル革命に対応するため、EUが今般提案した電子通信市場を規律する新しい指令案の中から、ユニバーサルサービスに関する規定を中心に、その概要を紹介する。

1. 現行の指令による枠組

1. 1 1999年の検証

EU通信市場を1998年に完全自由化した現行の法的枠組については、1999年以内に欧州委員会 (the European Commission) が検証し、欧州議会 (the European Parliament) および閣僚理事会 (the Council of the European Union) に対して、その結果を報告することとされている。欧州委員会は1999年11月に、「The 1999 Communications Review」^(注1) (以下、「99年レビュー」) と題する現行の法的枠組を検証した通達 (Communication) を発表した。

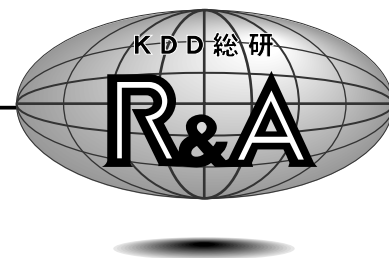
「99年レビュー」において、欧州委員会は、1990年以降の通信自由化政策により、市場の発展、利用者による選択の機会の増加、低廉な料金および革新的なサービスやアプリケーションが実現されたことを高く評価している。さらに、情報通信関連産業はEU全体のGDP増加分の15%を占めているほか、欧州経済圏における新規雇用の25%を創出するまでに成長してきた、と報告している。一方、各国の通信市場には多くの新規事業者が参入しているが、元国营通信事業者 (incumbent operators) の支配的地位も維持されており、通信自由化も未完了と捉えている。現行の法的枠組は、競争体制への移行を主眼とし、競争市場の創出と新規参入者の権

(注1)

本通達の正式な題名は、「Towards a new framework for Electronic Communications infrastructure and associated services The 1999 Communications Review」(COM (1999) 539) である。



KDD RESEARCH



利に焦点が当てられているが、新しい枠組では、市場のあらゆる分野で競争が一層強化され、特に加入者回線部分で競争が進展することが望まれている。

新しい規制の枠組の構造は、次のように規定されている。

- ・ EU通信市場に固有な法については、現行の指令の枠組を簡素化し、法的な指令の数を現在の20から6に削減する
- ・ 市場環境の変化に柔軟に対処するため、指令により規定された一般原則の範囲で、勧告 (recommendation)、指針 (guideline) または実施規則 (code of conduct) 等の非拘束的な手続きを採用する
- ・ 通信市場における競争進展の度合いにより、通信市場に固有の規制からEU条約に定められた一般的な競争の規則に規制を委ねることとする

【コラム1】 現行の法的枠組によるユニバーサルサービスの概要

現行の法的な枠組において、ユニバーサルサービスは、「相互接続指令」(Directive 97/33/EC) および「音声電話指令」(Directive 98/10/EC) に規定されている。その概要は次のとおりである。

○定義

地理的位置に拘束されることなく、利用可能 (affordable) な料金により、指定された品質において、すべての利用者に提供される一定の (defined) 最小限のサービス群。

○範囲

固定地点での、音声電話、ファクシミリおよびモデムを利用した音声帯域によるデータ伝送 (インターネットへのアクセス等) で、国内および国際の発着サービスのほか、緊急通信、オペレーター通話、番号案内、公衆電話に加え、身体障害者および特別な社会的ニーズをもつ利用者への特別措置を含む。

○基金

ユニバーサルサービスを提供する指定事業者が、ユニバーサルサービスの提供に際して提供価格では当該サービスの純原価を賄えず、不当な負担 (unfair burden) を強いられている場合は、指定事業者の負担を補償するため、すべての事業者が参加するユニバーサルサービス基金を設立する。

○範囲外のサービス

加盟国は、国内措置として、ユニバーサルサービスの範囲に属さないサービスの提供を義務とすることが可能であるが、当該サービス提供に対して事業者負担金を課することはできない。





1. 2 ユニバーサルサービスについての検討

「99年レビュー」においては、具体的な政策について提案を行なっているが、そのうち、ユニバーサルサービスに関しては、次のような検討が行なわれた。

1. 2. 1 ユニバーサルサービスに対する基本的考え方

欧州委員会は、ユニバーサルサービスに対する基本的考え方を次のように述べている。

欧州委員会の最優先事項は、すべての消費者が情報社会（Information Society）の恩恵を確実に受けられるようにすることにある。そのためには、新しいサービスにアクセスしてそれを自由に使いこなせる人々と、その恩恵に充分浴することができず取り残されてしまう人々との間の格差、デジタル・デバイド（digital divide）が広がることを防ぐことが肝要である。

情報社会と関わるには、インターネットへの物理的なアクセスに加え、必要なハードウェア・ソフトウェアへのアクセスが必要であり、そのための方策は多岐に亘る。学校教育との関連も深い。通信政策の課題としては、なによりも自由化が挙げられる。「99年レビュー」における、免許、アクセスおよび相互接続等に関する提案はすべて、競争促進を促し、一層の料金低廉化をもたらすものとして位置づけられている。

一方、すべての消費者が情報社会の恩恵を確実に受けられるようにする、という共同体の目標を達成するには、競争だけでは不十分である。規制がなくなってしまうと、非経済性を理由にオペレータ通話が提供されないような、低所得者や遠隔地の居住者等が出現する惧れがある。従って、新しい規制の枠組においても引き続き、社会参加に必須でほとんどすべての国民がすでに利用しているサービスを、あらゆる人が受けられるような体制を確保することが不可欠である。ユニバーサルサービスの概念の根底にはこのような思想がある。

1. 2. 2 ユニバーサルサービスの範囲

ユニバーサルサービスに関する検討の中で、ユニバーサルサービスの範囲については、CATVネットワーク、衛星またはADSLを利用する広帯域サービスをユニバーサルサービスに含めるかどうかを中心に議論された。

広帯域サービスは、高速のインターネットアクセスを始め情報社会に特徴的なサービスの使い勝手をよくするものとして、情報社会に重要なものである。広帯域サ





サービスをユニバーサルサービスに含めることにより、在宅勤務や在宅医療、地方行政機関とのやりとりのほか様々な娯楽を含む広帯域サービスが広く普及することになり、このような恩恵から取り残される人を少なくすることが可能となる^(注2)。

一方、ユニバーサルサービスは、一つの利用者層から別の利用者層への相互補助に基づいている。広帯域サービスの利用者は現状では極めて少数であり、現在のユニバーサルサービスは基本電話サービスを中心としているので、広帯域サービスをユニバーサルサービスに含めるといことは、少数の広帯域利用者を国民のほぼ大部分を占める基本電話利用者が補助する、という構造になる。広帯域サービスの普及に要する費用が高額となること、および現在の広帯域利用者は比較的裕福な層であることを考慮すると、広帯域サービスをユニバーサルサービスに含める場合の相互補助の負担は、国民一般にとって逆累進的な結果となって現れることとなる。

以上を勘案して、欧州委員会は、ユニバーサルサービスの範囲を拡張して広帯域サービスまで含めることについては、現時点では妥当性を欠くと判断した。

1. 2. 3 ユニバーサルサービスについての検討結果

欧州委員会は、上述の検討を踏まえ、ユニバーサルサービスに関する方針について、次のように報告している。

- ・現時点では、ユニバーサルサービスの範囲の拡張は行わない。
- ・ユニバーサルサービスの内容の見直しを、1996年の通達で打ち出した判断基準^(注3)に基づいて、2年ごとに行うことを欧州委員会に義務付ける。
- ・ユニバーサルサービス基金について引き続き検討を行なうとともに、「pay or play」と呼ばれる、事業者が自社のサービスエリアでユニバーサルサービスを提供した場合には、基金への負担金を軽減する制度の導入を奨励する。
- ・ユニバーサルサービスの料金原則についてEUレベルで明確に定め、ユニバーサルサービスの利用が確保されるようにする。

(注2)

広帯域サービスから恩恵を受けるためには、ユニバーサルサービス制度のほかに、パソコン、高速モデムおよび関連ソフトウェアに加え、操作のための訓練が挙げられている。

(注3)

定められた判断基準は、ユニバーサルサービスの範囲を新しいサービスに拡大する場合には、当該サービスに対する需要の分析および当該サービスのもつ社会的、経済的な有用性に関する政治的な評価を踏まえた当該サービスの利用可能性を考慮する、という内容である。



KDD RESEARCH



【コラム2】 「99年レビュー」のヒアリング結果

欧州委員会は、1999年11月に「99年レビュー」を公表すると同時に、そこに含まれている提案に対するコメントを求め、その結果を2000年4月に公表した。

その中で、ユニバーサルサービスについては、次のようにまとめられている。

○範囲

事業者は例外なく、また多くの規制当局や加盟国が、ユニバーサルサービスの現在の範囲を維持する、という委員会の提案を支持した。また、多くのコメントが、市場や技術的發展に即応したユニバーサルサービスの範囲の見直しに同意した。なお、多くの事業者は、定期的な見直しを既成事実としないように求めた。

利用者および規制当局は、社会的に取り残される人を出さないためには、ユニバーサルサービスは必須の手段であると、強く主張するとともに、現時点ではユニバーサルサービスの範囲を拡張する必要はなく今後定期的に見直す、という委員会の提案に同意した。

コメントの圧倒的多数は、現時点で広帯域サービスをユニバーサルサービスに含めることは逆効果となる、という委員会の見解を支持した。

このほか少数意見として、消費者団体から、eメールとメールアドレスをユニバーサルサービスに含めるべきであるというコメントと、1つの規制当局から、身体障害者等を対象に携帯電話を含めることを考慮するという提案が寄せられた。

○ファイナンス

事業者は全般的に、事業者が負担金を拠出する基金の制度の利用には反対で、規制当局が政治的・社会的理由から事業者にユニバーサルサービスの義務を課す以上は、事業者の負担金によらず一般的な税収によりまかなうべきである、と主張した。また事業者は、ユニバーサルサービスの提供を公開入札により募集することや「pay or play」制度に関しては、本質的に公平さを増すという理由から支持した。

規制当局や加盟国は、今後EUが中東欧諸国の加盟を認める場合も配慮して、基金制度を維持すること、また加盟国のいくつかは、国ごとに国情に応じてユニバーサルサービスの義務を課すことができるようにすべきである、と主張した。

○料金原則

EUレベルでのユニバーサルサービスの料金原則の設定については、意見が分かれた。

そのような原則は、国ごとに定めるべきもので、EUレベルで定めても実用性がなく無意味である、という意見がある一方で、EUレベルの原則は、あらゆる欧州の国民が真に利用可能な通信サービスへのアクセスを持つことを確保するということを実現するために有益である、との支持もあった。





2. 新指令案の概要

欧州委員会は2000年7月に、上述の現行の法的枠組についての検討結果を踏まえ、通信市場に関する新しい枠組からなる指令案を採択した^(注4)。これらの指令案は今後、閣僚理事会および欧州議会での審議を経て、2001年末までに施行される予定である。

現行のユニバーサルサービスに関する枠組は、「相互接続指令」(Directive 97//33/EC) および「音声電話指令」(Directive 98/10/EC) に規定されているが、新指令案では、それらの規則を「ユニバーサルサービスおよび利用者の保護に関する指令」(Com (2000) 392、「新指令案」) にまとめて規定している。

「新指令案」は5章で構成されており、そのうち、第2章がユニバーサルサービスについて、第3章が利用者と消費者の権利および小売料金の規則について、第4章が専用線その他の義務的なサービスについてそれぞれ規定している。

第2章は、第3条から第15条までで構成され、その概要は、次のとおりである。

第3条から第8条までは、ユニバーサルサービス義務の保証された範囲について規定している。第3条は、ユニバーサルサービスの範囲に入るサービスを規定し、加盟国に対し、通常の商業的条件からの逸脱を極小化し市場への悪影響を防ぎながら、公共の利益の観点から義務を課すことを求めている。第4条は、固定地点における公衆電話網へのアクセスおよびファクスまたはインターネットを含め、通常の電話サービス^(注5)の利用を保証している。公衆電話網への接続の義務は1回線に限られるので、2以上の回線が提供されるISDNは範囲外となる。また、接続の方式は、有線、無線の別は問わない。なお、インターネットへの接続速度は、接続の状態のほかに、利用者の端末設備の性能にもよるため、特定の速度を指定することは適切ではない、とされた^(注6)。第5章から第7章はそれぞれ、番号案内、公衆電話および身体障害者や特別な社会的ニーズをもつ利用者のための特別措置を定めている。第8章は、加盟国が、ユニバーサルサービスの一部または全部について、また領土の一部または全部において提供義務をもつ、1または複数の事業者を指定することができる、と定めている。

第9条および第10条は、特定の場合に、利用者がユニバーサルサービスを利用できるようにする特別の方策について規定している。第9条は、加盟国に対して、通常の電話サービスの提供条件をモニターすることを要求するとともに、指定事業者に対して低所得者や特別なニーズを持つ利用者を援助するような特別な提供条件に

(注4)

新しい枠組は、「a new regulatory framework for electronic communications networks and services for a rapidly changing market」と称され、従来からの有線および無線による通信インフラストラクチャにCATV網などの放送伝送用の設備(番組の製作は除く)も含めた、「電子通信網およびサービス(electronic communications networks and services)」という概念を導入している。新指令案については、後掲の「現行指令と新指令案の対照表」を参照。

(注5)

「通常の電話サービス」の原語は、「publicly available telephone services」で、国内および国際番号計画に基づく電話番号により、国内・国際通話等の発着呼を可能とする公衆向け電話サービスを意味する。「公衆電話」との混同をさけるため、訳語は「公衆向け電話サービス」ではなく「通常の電話サービス」とした。

(注6)

「新指令案」前文(5)を参照。



KDD RESEARCH



よりサービスを提供することを加盟国が要求すること等を認めている。第10条は、消費者が各自のユニバーサルサービスに対する支出をモニターし管理できるようにするための方策を定めている。具体的の方策については、通常の利用明細よりも詳細な内容を含む利用明細付の請求書やプリペイド方式による支出の管理などが付録Iに示されている。

第11条は、サービス品質に関する情報の公開および指定事業者が提供するサービス品質の目標値の設定について定めている。

第12条から第14条までは、ユニバーサルサービス義務の履行に関して、指定事業者と非指定事業者との間の競争に歪みが生じないように、必要に応じたユニバーサルサービスの純原価の評価と純原価の補償方法について規定している。第12条は、各国規制機関が提供義務を事業者に割当て、必要に応じて純原価を評価するための枠組を定めている。原価計算に関して各国規制機関に課されている義務については、付録IVに示されており、この規定が、ユニバーサルサービス基金設立のための原価計算の基本指針となっている。第13条は、指定事業者によるユニバーサルサービス義務の遂行に要する純原価を、各国規制機関が補償する場合の枠組を定めている。補償の財源は、政府の一般会計、または事業者の拠出による基金に限られる^(注7)。非指定事業者は、基金への負担金の拠出についてのみ義務を負う。また付録IVにおいて、基金を実際に運用する加盟国は、VAT（消費税）の徴収制度を充分検討して、透明で安定した制度を創設することが求められている。第14条は、ユニバーサルサービスの原価および事業者の負担金に関する情報を公開することを定めている。

(注7)

現行の「相互接続指令」第5条第2項では、補償の方式の一つとして、ユニバーサルサービス義務の原価を付加料として相互接続料に上乗せすることを認めている。

【コラム3】ユニバーサルサービスの原価計算の基本指針

ユニバーサルサービス義務に要する原価計算の基本指針は、「新指令案」付録IV/A部に規定されている。その概要は次のとおりである。

○純原価 (the net cost of universal service obligations)

ユニバーサルサービス義務に要する純原価は、1事業者がユニバーサルサービス義務を課されて運用する場合の純原価とユニバーサルサービス義務なしで運用する場合の純原価との差である。

○原価の構成

原価は、次の要素により構成される。



KDD RESEARCH



- (i) 損失を出してまたは通常の商業的基準におさまらない収支条件においてのみ提供が可能となる個別のサービスに係る要素で、緊急通話サービスへのアクセス、公衆電話の提供、および身体障害者等へのサービスまたは設備の提供等が含まれる
- (ii) 特定のネットワークおよびサービスの提供に係る原価、得られる収入、および加盟国により課された地理的に平準化された料金を考慮しても、損失を出してまたは通常の商業的基準におさまらない収支条件においてのみサービス提供が可能となる特定のエンドユーザ層 (end-users or groups of end-users) で、ユニバーサルサービス義務のない私企業 (commercial operator) ではサービスが提供されないようなエンドユーザ層が含まれる

第15条は、欧州委員会が、ユニバーサルサービスの範囲について、特にその変更または再定義に関して定期的に見直すことを定めている。見直しの手続きについては、付録Vに示されている。その中で、ユニバーサルサービスの範囲の変更や再定義を検討する場合の留意事項として、次の点を挙げている。

- ・特定のサービスが、大多数の消費者に利用可能で実際に使用されている一方で、少数の消費者にはそのサービスが利用可能な状態になく使用されていない、という状況にあり、その結果、少数の消費者が社会から取り残されることになっていないか
- ・特定のサービスが、利用可能で実際に使用されることにより、あらゆる消費者が一般的で純粋な利益を受けることになるか、さらにその利益の大きさは、当該サービスが通常の商業上の条件ですべての人には提供されていない状況で、公的介入（により当該サービスがあまねく利用可能となり使用されるような）措置をとる場合に、当該公的介入を正当化できる程度か

なお、新指令案第29条は、各国規制当局は、公衆通信サービスに対するすべての利用者と消費者の権利に関する事項について取り扱う場合は、利用者、消費者、製造業者および通信事業者の意見を考慮することを定めており、ユニバーサルサービスに関しては、特に公衆電話の設置条件（第6条）およびサービス品質（第11条）において、利害関係者の意見を考慮することが明示されている。





(注8)

本通達の正式な題名は、「Fifth Report on the Implementation of the Telecommunications Regulatory Package」(COM(1999) 537)である。なお、第4次レポートは、1998年11月に発表された。

3. 加盟各国の現状および将来動向

欧州委員会は1999年11月に、「99年レビュー」とあわせて、「電気通信諸規制の導入状況に関する第5次レポート」(以下、「第5次レポート」)^(注8)を発表した。このレポートは、EUの電気通信諸規則の加盟各国への導入状況を定期的に調査したものである。

「第5次レポート」の中で、ユニバーサルサービスについての現状は、次のように報告されている。

- ・ユニバーサルサービスの提供は、これを義務付けられた事業者に不当な負担を課するものではない。これはユニバーサルサービス基金の枠組みを9か国が作ったにも拘わらず、運用を行っているのはイタリアとフランスのみで、このうち実際に事業者間での支払を行っているのはフランスのみであることから明らかである。

■表：加盟各国におけるユニバーサルサービスの導入状況

加盟国	指定事業者	基金の枠組みの設定	基金の運用
ベルギー	Belgacom	○	×
デンマーク	Tele Danmark	○	×
ドイツ	Deutsche Telekom	○	×
ギリシャ	OTE	×	×
スペイン	Telefonica	○	×
フランス	France Telecom	○	○
アイルランド	Eircom	×	×
イタリア	Telecom Italia	○	×
ルクセンブルグ	P&T Luxembourg	×	×
オランダ	KPN Telecom	○	×
オーストリア	Telekom Austria	○	×
ポルトガル	Portugal Telecom	○	×
フィンランド	Sonera	×	×
スウェーデン	Telia	×	×
英国	British Telecom Kingston Communications (Hull)	×	×

(「第5次レポート」等によりKDD総研作成)

(表注1) Kingston Communications (Hull) は、英国のHull市において、ユニバーサルサービスを提供している。
(表注2) 「基金の枠組みの設定」の項目において、「○」は枠組を法的に設定している国を、「×」は設定していない国をそれぞれ示す。また、「基金の運用」の項目において、「○」は実際に事業者間で基金の負担金の授受が実施されている国を、「×」は実施されていない国をそれぞれ示す。





現在のユニバーサルサービス義務は、主に基本電話サービスの提供を想定しており、基本電話については、現在のEU加盟国では、インフラストラクチャがほぼすでに完備していて、大部分の人が電話に加入しているので、ユニバーサルサービス指定事業者が、補償を受けることができる「不当な負担」は、大きなものとはならなかった。一方、欧州委員会は、加入者回線部分での競争の進展を今後の目標の一つとしており^(注9)、通信市場において競争が一層激化することが見込まれる。その場合、これまでは支配的な事業者に限られていたユニバーサルサービスの提供が、多様な事業者により分担されることが予想される。ユニバーサルサービスを提供する事業者の範囲が拡大することにより、負担に対する補償制度の有効性が問われることになる。

また、ユニバーサルサービスに関しては、デジタル・デバイドの拡大を防ぐ目的が重要視されており、インターネットへのアクセスも明示的に含まれている。このように従来の通話とは異なる利用方法が普及するにつれて、ユニバーサルサービスの利用量の問題が、通話料金が高額な時間帯でのインターネットのダイヤルアップ接続などの取扱等を含め、顕在化することが考えられる。事前に定めた利用料金を超えた場合や変則的な利用状況 (abnormal calling pattern) が発生した場合に、事業者側から利用者に対して注意を喚起する、などの方策を導入することも今後の検討課題となり得ると指摘されている。

2000年4月に公表された、「99年レビュー」のヒアリング結果において、多くのコメントが、市場や技術的發展に即応したユニバーサルサービスの範囲の見直しに同意している。情報社会の発展とともにユニバーサルサービスが柔軟に変容して、膠着したユニバーサルサービス義務が逆に情報社会の発展を妨げることがないように、今後とも継続した十分な議論が求められている。

【出典・参考文献】

- 「99年レビュー」 (COM (1999) 539)
(www.ispo.cec.be/infosoc/telecompolicy/review99/review99en.pdf)
- 「第5次レポート」 (COM (1999) 537)
(www.ispo.cec.be/infosoc/telecompolicy/5th-en.pdf)
- 「ユニバーサルサービスおよび利用者の保護に関する指令」 (COM (2000) 392)
(www.ispo.cec.be/infosoc/telecompolicy/review99/com2000-392en.pdf)
- 「音声電話指令」 (Directive 98/10/EC)
(www.ispo.cec.be/infosoc/telecompolicy/en/dir98-10en.html) 他

(注9)

欧州委員会は、2000年7月に採択した新指令案の中に、加入者回線 (the local loop) のアンバンドリングしたアクセスに関する規則を含めている。

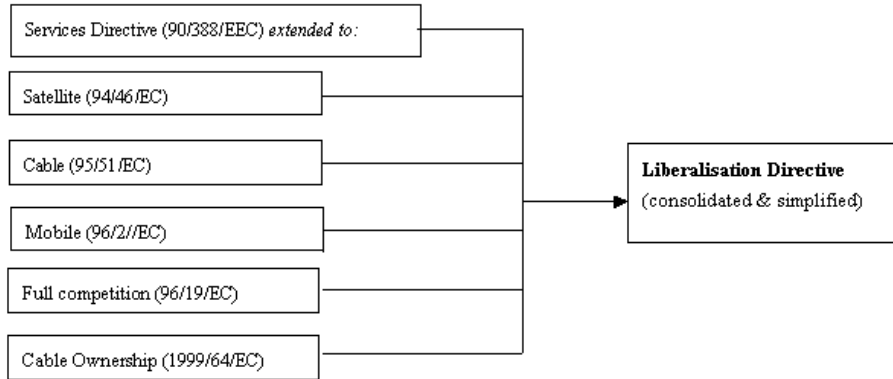


KDD RESEARCH

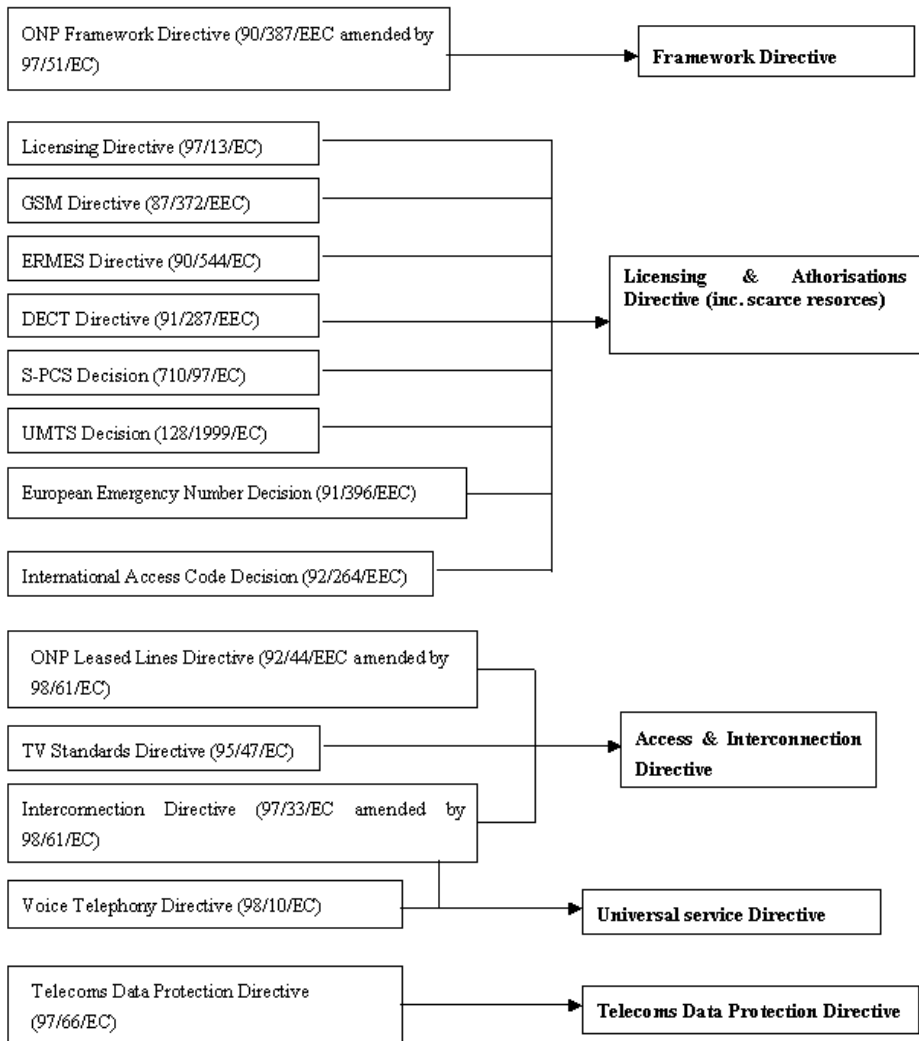


参考1 現行指令と新指令案の対照表

Article 86 Directives



Article 95 Directives/Decisions





参考2 「ユニバーサルサービスと利用者の権利に関する指令案」 (Com (2000)

392)

第2章「ユニバーサルサービス義務」におけるユニバーサルサービスに対する規定の概要

条文	内容	現行関連規定等
第3条	<p>【ユニバーサルサービスの定義】</p> <p>1. 加盟国は、本章で定めるサービスが、その地理的位置に拘束されることなく、特別の国内状況を踏まえ、利用可能な料金により、すべての利用者に、指定された品質において提供されることを保証する。</p> <p>2. 加盟国は、ユニバーサルサービス制度の施行に当っては、透明性、客観性および非差別性の原則を尊重し、最も効率的で適切な手段をとる。</p>	音声電話指令第3条
第4条	<p>【ユニバーサルサービスの範囲】</p> <p>1. 加盟国は、合理的な範囲における、固定地点での、少なくとも1事業者による、公衆電話網への接続および通常の電話サービス*へのアクセスを保証する。</p> <p>2. 上記のアクセスにおいて、音声、ファックス、およびインターネットへのアクセスに十分な伝送速度におけるデータ通信による、国内及び国際発着サービスが提供される。</p>	音声電話指令第5条
第5条	<p>【番号案内】</p> <p>加盟国は、少なくとも年1回改訂される印刷または電子形式による電話帳、および公衆電話からも利用可能な少なくとも1つの番号案内サービスの提供を保証する。</p>	音声電話指令第5条
第6条	<p>【公衆電話】</p> <p>加盟国は、緊急無料通話の利用を含め、地理的範囲、台数および品質について合理的なニーズに適う公衆電話の提供を保証する。</p>	音声電話指令第7条
第7条	<p>【身体障害者や特別な社会的ニーズをもつ利用者に対する特別措置】</p> <p>1. 加盟国は、身体障害者や特別な社会的ニーズをもつ利用者に対して、緊急通話および番号案内を含め、(一般の利用者と)同等の通常の電話サービスへのアクセスおよび同サービスの利用を保証するための特別措置を講ずる。</p> <p>2. 加盟国は、国内の事情を踏まえ、身体障害者や特別な社会的ニーズをもつ利用者が、大部分の(一般)利用者が利用できる事業者の中から事業者の選択を可能とする特別措置を講ずる。</p>	音声電話指令第8条
第8条	<p>【事業者の指定】</p> <p>1. 加盟国は、必要に応じて、全領土をカバーするため、ユニバーサルサービスの提供を保証する、1または複数の事業者を指定することができる。</p> <p>2. 加盟国は、地理的またはユニバーサルサービスの異なる要素ごとに異なる事業者を指定することができる。</p> <p>3. 加盟国は事業者の指定に際し、公開入札およびオークションを含む、効率性、客観性および透明性のある手続きをとることができる。</p>	音声電話指令第5条
第9条	<p>【料金の水準と構造】</p> <p>1. 各国規制当局は、指定事業者が固定地点で提供する通常の電話サービスの小売料金の水準と構造の変化を、特に国内の消費者物価および収入に照らして、モニターする。また各国規制当局は、国内状況を踏まえ、低所得者または特別な社会的ニーズをもつ消費者に対して、正規の商業ベースによらない料金オプションまたは料金パッケージを提供するように指定事業者に対して命じることができる。</p> <p>2. 加盟国は、国内状況を踏まえ、全領土にわたり共通の料金を適用するように指定事業者に対して命じることができる。</p> <p>3. 加盟国は、指定事業者に対する特別な料金オプションまたは共通</p>	



KDD RESEARCH



●EUのユニバーサルサービスに関する新指令案の概要

	<p>料金に替わり、特別な経済的または社会的ニーズをもつ人に対して特定の料金で通常の電話サービスの利用を認めるなどの支援を行なうことができる。</p> <p>4. 各国規制当局は、指定事業者に特別な料金オプションまたは共通料金において提供することを義務づける場合には、その条件は充分透明で、公開され、非差別の原則による。</p>	
第10条	<p>【特定の機能の提供と支出の管理】</p> <p>1. 加盟国は、指定事業者が公衆電話網および通常の電話サービスへの接続に追加して機能またはサービスを提供する場合には、利用者が、要求するサービスに不要なまたは望まない機能またはサービスへの対価を支払う義務はないような、料金建てにすることを保証する。</p> <p>2. 加盟国は、消費者が、支出をモニターして管理し不当なサービスの中断を避けることを可能とするための、指定された機能およびサービスを、指定事業者が提供することを保証する。</p>	指定された機能およびサービスは、本指令付録Iに規定
第11条	<p>【サービス品質】</p> <p>1. 加盟国は、指定事業者が、アクセスおよびサービス提供におけるパフォーマンス（サービス品質）に関する適切で最新の情報を、指定の方法・項目により公開することを保証する。</p> <p>2. 各国規制当局は、指定事業者にパフォーマンスの目標を設定する。</p> <p>3. 指定事業者がパフォーマンスの目標を継続的に達成できない場合は、当該事業者に付与された免許に定められた措置により対処する。また、各国規制当局は、提供されたデータの確認および比較のために、当該データの独立した監査を命じることができる。</p>	音声電話指令第12条 指定の方法・項目は、本指令付録IIIに規定
第12条	<p>【ユニバーサルサービスの原価計算】</p> <p>1. 各国規制当局は、必要があれば、ユニバーサルサービスの提供が指定事業者に不当な負担となっているかどうかの評価を行うことができる。そのため、各国規制当局は、(a) 指定された方法によりユニバーサルサービスの純原価を算定すること、または、(b) 事業者の指定に際し、公開入札またはオークション等の、効率的、客観的および透明性のある手続きをとること（落札価格から純原価を推定）ができる。</p> <p>2. 純原価の算定は、独立した組織による監査を受けることとし、原価計算および監査結果は公開される</p>	相互接続規定第5条 指定の方法は、本指令付録IV Aに規定
第13条	<p>【ユニバーサルサービスのファイナンス】</p> <p>1. 各国規制当局は、第12条に定められた原価計算の結果および指定事業者であることにより生じる利益を勘案し、指定事業者の不当な負担を認める場合には、(a) 政府の一般会計から純原価を補償する方法、または、(b) 純原価を（事業者間で）分担する方法を導入する。</p> <p>2. 上記1(b)による場合には、補償を受ける事業者から独立した組織により管理される分担方法を導入する。</p> <p>3. 基金による分担方式による場合は、透明性、最小限の市場への悪影響、非差別性および（事業規模との）比例性を尊重する。</p> <p>4. ユニバーサルサービスの原価の分担に係る負担金は、アンバンドルで特定できるものとし、分担方法を実施する加盟国の領土内でサービスを提供していない事業者には課されない。</p>	相互接続規定第5条、音声電話指令第4条 基金については、本指令付録IVに規定
第14条	<p>【ファイナンスの透明性】</p> <p>1. ユニバーサルサービスの純原価を分担する場合には、原価の分担についての原則および方法の詳細について、公開する。</p> <p>2. 各国規制当局は、基金が実際に設立され運用される場合には、ユニバーサルサービスの原価、関係する事業者ごとの支払額の内訳、指定事業者であることにより生じる経済的および非経済的利益の市場ごとの内訳を毎年公開する。</p> <p>3. 加盟国は、事業者によるユニバーサルサービスに対するファイナンスの支払額を、利用者の請求書に記載することを命じることができる。</p>	相互接続規定第5条

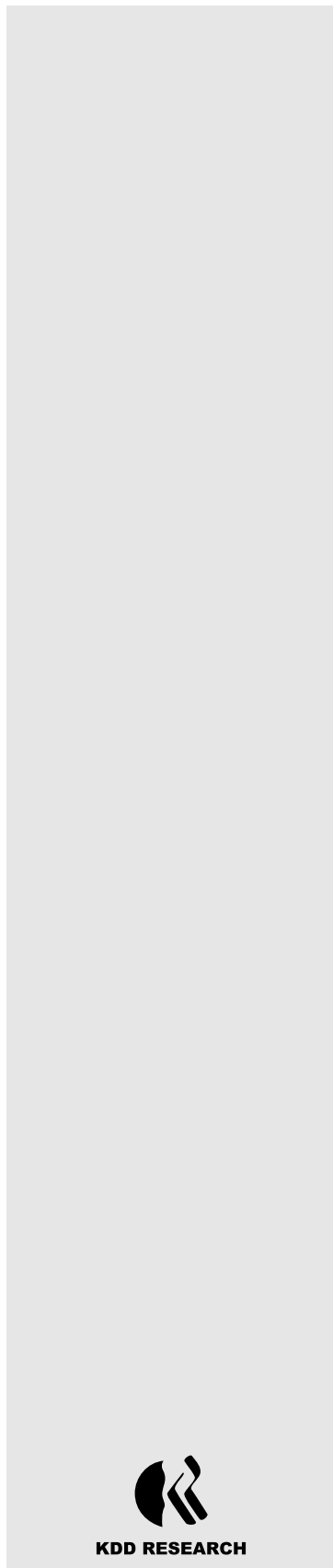




第15条	<p>【ユニバーサルサービスの範囲の見直し】 1. 欧州委員会は、ユニバーサルサービスの範囲について、特にその変更または再定義に関して、定期的に見直すこととし、最初の見直しを本指令の効力発行後2年以内に行う。 2. 見直しは、指定された手続きにより、社会的、事業的および技術的な発展を考慮して行う。</p>	<p>相互接続規定第22条、 音声電話指令第31条</p> <p>手続きについては、 本指令付録Vに規定</p>
------	--	--

* 「通常の電話サービス」の原語は、「publicly available telephone services」で、国内および国際の番号計画に基づく電話番号により、国内・国際通話等の発着呼を可能とする公衆向け電話サービスを意味する。「公衆電話」との混同をさけるため、訳語は「公衆向け電話サービス」を避け、「通常の電話サービス」とした。

** 表中の () 内の語句は、原文を文意を補うために挿入した語句で、原文にはない。



KDD RESEARCH



韓国における別定通信業界の動向

河村公一郎

非設備ベース事業者である別定事業者は経営基盤が弱いとされながらも、ネット関連を含む各種サービスの開発に優れている。別定事業者の最近の動向について概観する。

1. 別定通信事業の定義

別定通信事業者は、韓国通信（KT）のような設備ベース事業者から伝送リソースを賃貸し、（設備ベース事業者の）エンドユーザーのニーズを汲み、基本的な通信サービス（音声再販、IP電話、構内通信等）を提供する事業者である。

登録制となっており参入規制はないと言える^(注1)。外資規制のほうは現在49%であるが、2001年1月から撤廃の予定である。

別定事業には更に1号から3号までの3種類がある。表1はその区分内容と事業登録要件である。別定1号における保有設備とは、交換機やルーター等のノード設備を指し、伝送路はKT等の設備ベース事業者から賃貸する。なお、1つの会社が別定各号を重複登録するケースがある。登録後は登録証を受領する。

■表1：別定事業の3区分と登録要件

区分	登録要件
別定1号 (設備保有再販)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金30億ウォン以上 ・電気通信技術者5人以上 ・信用保険保険証書価値6億ウォン以上
別定2号 (設備不保有再販)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金3億ウォン以上 ・電気通信技術者1人以上 ・信用保険保険証書価値6,000ウォン以上
別定3号 (構内通信事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金3億ウォン以上 ・電気通信技術者2人以上 ・信用保険保険証書価値1億ウォン以上

(出典：www.itbizkorea.com/home1/law.htm のPolicies & RegulationsのRecent Development in Korea's Telecommunications)

(表注) 別定1号の例：公専公音声再販、IP電話、国際コールバック
別定2号の例：アグリゲーター、リビラー、エアタイム・リセラー
別定3号：構内とはビルとその敷地、あるいは、同一法人に属す相互の距離が500m以内の2以上のビルおよびその敷地を意味する。

(注1)

設備ベース事業（許可制）、別定事業（登録制）の他に、付加価値事業（届け出制）というカテゴリーがある。付加価値事業は、設備ベース事業者から伝送リソース（専用線、公衆網）を賃貸する点では別定事業と同様であるが、付加価値データ系サービスを提供する事業者ということができ、2次プロバイダー等の非バックボーン系ISPはこれに属する。別定事業は基本音声系サービスを中心としている。付加価値事業者数が最も多く、1,000オーダーの事業者がある。



KDD RESEARCH



また、設備ベース事業者も登録により別定事業に進出できる。移動体通信事業者が、短期的には国際電話市場の一部を確保するために、大局的にはビジネスの基盤拡大や番号等の資源確保の意味で進出するケースが目につく^(注2)。

2. 別定通信事業者の顔ぶれ

別定事業者（登録証受領者）の現在の社数はおよそ200超ということができ、しばらくは急激に数が増えたが、最近では頭打ち傾向にある^(注3)。その主たる理由として、別定音声市場と参入者の関係の飽和状態化、料金値下げ競争^(注4)による利益率低下があげられ、今後はIPデータ系サービスへの比重シフトが一つの鍵である。

以下に事業者の例を表の形で示す。

■表2：別定1号事業者

別定1号事業者	URL	主要サービス	備考（売上げ：ウォン）
SKテルリンク	www.sktelink.com	回線交換音声再販	1999年売上げ：410億 資本系列：SK（鮮京）
三星SDS	www.kwave.co.kr	回線交換音声再販 インターネット電話	1999年売上げ：200億 資本系列：三星電子
LG流通	www.dash.co.kr	回線交換音声再販	資本系列：Lucky Goldstar（金星）
大宇情報システム	www.disc.co.kr	回線交換音声再販	資本系列：大宇電子
現代情報技術	www.hit.co.kr	回線交換音声再販 インターネット電話	資本系列：現代電子
韓火情報	NA	回線交換音声再販 インターネット電話	1999年売上げ：145億 資本系列：韓火エネルギー
ワンテル	www.onetel.co.kr	回線交換音声再販	1999年売上げ：120億
ハンソル・ワールドフォン	NA	回線交換音声再販 インターネット電話	1999年売上げ：120億 資本系列：KT
ナレテレコム	www.naray.com	回線交換音声再販 インターネット電話	1999年売上げ：100億
ソウル国際電話	www.seoultel.co.kr	回線交換音声再販 インターネット電話	1999年売上げ：70億
アイネット	www.inetphone.net	回線交換音声再販 インターネット電話	資本系列：三宝コンピュータ
HKネット	www.hkt.co.kr	回線交換音声再販 インターネット電話	資本系列：ハッテ乳業
ハンファ情報通信	www.hanwhatel.com	回線交換音声再販	-----

(注2)

例えば、KT Freetel（PCS）は、国際識別番号00340、00345を確保し別定1号事業に進出している。また、ハッピーテレコム（Paging）は別定2号事業に進出している。この他、ハナロ通信（市内）、SKテレコム（セルラー）。新世紀通信と合併予定）、KT M.com（旧Hansol PCS。KT Freetelと合併予定）等もそうである。

(注3)

2000年3月末現在で211社である。号別の内訳は、1号が37（14.9%）、2号が174（69.9%）、3号が38（15.3%）の計249で、技術的に参入の簡単な2号事業者が圧倒的に多い。249が211より大きいのは、同一会社による号をまたぐ登録があるためである。その他指摘できる点として、参入・退出ともに多いこと、2号事業者を中心に登録未開業事業者が多いことをあげることができる。

(注4)

無料電話サービスの紹介も含む、電話料金の比較サイト（www.the-ssan.com）も出てきている。



KDD RESEARCH



●韓国における別定通信業界の動向

ICNテレコム	www.icntelecom.com	回線交換音声再販 インターネット電話	1999年売上げ：60億
プリズム・コミュニケーションズ	www.prism.co.kr	回線交換音声再販 データセンター（予定）	1999年売上げ：35億 資本系列：KDDIアメリカ （日本、49%）
韓国貿易情報通信	www.ktnet.co.kr	インターネット電話	1999年売上げ：45億
ネクステレコム	www.nexcell.net	回線交換音声再販 インターネット電話	1999年売上げ：10億 資本系列：第一エンジニアリング
セロム技術	www.serome.co.kr	インターネット電話	-----
Web to Phone	www.wowcall.com	インターネット電話	-----

（参考資料：韓国電子新聞 2000. 1. 17、<http://www.itbizkorea.com/home1/b0200.htm>）

■表 3：別定2号事業者

別定2号事業者	URL	主要サービス	備考
星一テレコム	NA	加入者募集代行	-----
韓国通信振興	www.kt-kiti.co.kr	加入者募集代行	資本系列：KT

（表注）このほか例えば、HKテレコム、現代情報技術、ソウル国際電話、光情報通信、大宇情報システムといった企業も別定2号登録している。-----

■表 4：別定3号事業者

別定3号事業者	URL	主要サービス	備考
韓国通信振興	www.kt-kiti.co.kr	構内電気通信	資本系列：KT
光情報通信	www.opicom.co.kr	構内電気通信	-----
プライム情報通信	www.prime.net	構内電気通信	-----

（表注）このほか例えば、LG流通、三星SDS、現代情報技術、大宇情報システムといった企業も別定3号登録している。

3. 別定通信事業者の主要サービス動向

(1) 別定1号事業

(a) 音声再販

太東の賃貸伝送容量にTDMと電話交換機を組み合わせ（回線交換）、低価格で再販するもので、専ら国際サービスが多い。いわゆる公専公サービスである。アクセスについては、大口利用者の場合専用接続（dedicated line）となる。また、モバイル系のエンドユーザーを持つことも普通となっており、例えば、SKテルリンク



KDD RESEARCH



はSK（鮮京）グループに属するモバイル業界最大手のSKテレコムと業務提携し、顧客基盤を強化している（注5）。

外国側の接続相手は、設備ベース事業者である場合、再販事業者である場合、自社の関連会社（親会社、子会社）である場合というように様々で、信頼性増強のため、同一対地宛に複数の提携相手を持つこともある。

(b) インターネット電話

音声再販の一種であるが、上記（a）と異なり、IPパケット化装置とルーターで実現される。広告収入を元に対ユーザーでは無料とするサービスも当然ながら出ている。

表5に、（a）（b）両者における最近のサービス例の一覧を示す。

■表5：別定1号音声系サービスの色々

事業者名（URL）	再販方式	サービス内容等
ジュジュテレコム（ICNテレコム子会社） （www.jujutel.com）	回線交換	会費18万ウォン（約17,500円）を出せば1年間国際電話がかけ放題。併せてジュジュテレコムの株式20株を無償受領。
インパテル （www.i00379.com）	回線交換	00379ハイフォンカード（pre-paid）。特定対地（米国）を国内100km超料金より安く大幅低価格化。
セロム技術 （www.dialpad.co.kr）	VoIP （PC to Phone）	広告を収益源とする無料電話サービスの草分けで、同社がネチズンに同種サービスを根づかせたと言える。同社は米国でも事業展開しており、2000年2月現在、米国の加入者が382万、韓国の加入者が122万である。 2000年4月、プリズム・コミュニケーションズと提携、企業向けの有料VoIP（月次基本料、通話無料）であるプリズムVoIPの開発で合意している。
Web to Phone （www.wowcall.com）	VoIP （PC to Phone）	固定電話向けだけでなく、モバイル向け無料電話を2000年4月末初めて導入した。Home Pageで加入し、広告クリックなどでクーポンを積み立て、無料通話に使用する。
ギガシスネット （www.gigasysnet.col.kr）	VoIP （PC to Phone）	専用電話機PONADO（約3万ウォン（約2,900円））をPCに接続して使用。市内電話料金で市外電話、国際電話が可能。
KTの社内ベンチャーのE&TEL （www.inewphone.co.kr）	VoIP （PC to Phone）	サービス名はiニューフォン。Home Pageで加入し、15秒動画の広告を見れば、市内、市外、国際、モバイル向け通話が無料。テレフリー社（www.telefree.co.kr）も類似のサービスを提供。
無限ネットコリア （www.moohan.net）	VoIP （PC to Phone）	ISPやポータル事業者、大企業のHome Page向けに自社のインターネット電話をOEM方式で販売するインターネット電話賃貸サービス（サービス名：ホットライン）を提供。ユーザーは無料で通話できる。

（注5）SKテレコムはハンソルワールドフォンとも同様の提携をしており、SKテルリンクとの排他的な契約とはなっていない。





●韓国における別定通信業界の動向

ノードシステム (www.nodesystem.com)	VoIP (PC to Phone)	専用電話機V-TELをCATV加入のテレビに接続して利用。TV広告を見る代わりに通話が無料となる。同社は収入源をTV上での商取引(ショッピング他)、購買代行、宅配などに広げる予定。
ナズムネット (www.nazm.co.kr)	VoIP (Phone to Phone)	国内初のPhone to Phone型無料サービスで2000年5月29日に開始。Home Pageで加入し、提携サイトでショッピングしたり、コミュニティ活動を行ったりする代わりに通話が無料となる。インターネット端末としてのPCの所有は必要。
ディメックスコリア (www.dmaxkorea.co.kr) KDネット (www.kdnetwork.co.kr) 韓情報通信 (http://zerophone.co.kr)	VoIP (Phone to Phone の公衆電話)	ユーザーは無料通話できる。公衆電話機付属のデジタル画面に広告が出る。 端末は、デパート、銀行、大学、役所などには長期貸与で設置。事務所や商店などには直接販売。

(c) 海外におけるPOP開設推進

ユーザーがローカル電話網やISDNを使ってdial-upするPOP (Point of Presence) であるが、自社系のアクセスポイントと定義すれば、例えば、別定1号大手のSKテルリンクは、2000年初め米国にSKテルリンク・アメリカを設立した。2000年末までに、現地法人を日本、ブラジル、ベトナム、インドといった国に拡充する計画である。米国は営業拠点としての性格が強いが、その他の拠点には比較的通信規制の強い国が入っており、当該対地は国際清算料金が比較的高い。このため、現地法人は現地事業者をバイパスするための性格が強いという。

KDDIの関連会社であるプリズム・コミュニケーションズの場合は、KDDI自前のグローバル網のアクセスポイント(米国、日本)が海外POPとなっている。

この他、Mタッチ(www.mtouch.co.kr)やICNテレコムも海外にPOPを開設、運営している。

(d) データ系サービスへのシフト

別定1号事業者が活路を見出そうとしているのがIPデータ系のサービスである。具体的には、バックボーンISP事業やデータセンター事業で、例えば、ソウル国際電話社は、このために情報通信部に対して2000年4月、設備ベース事業者資格(回線設備賃貸役務)を得るための許可申請を行っている。プリズム・コミュニケーションズ社も、ソウル江北地域にデータセンターを設立する計画を明らかにしている。





(2) 別定2号事業

(a) 加入者募集代行（アグリゲーター）

市内、市外、国際電話、無料電話などを対象に行われる。有料電話の場合、エンドユーザーはKT等の事業者から請求を受け、KT等の事業者を支払を行うが、別定2号事業者から割り戻しを受ける等のケースがある。別定2号事業者はKT等の事業者からコミッションを得る。^(注6)

(b) リビリング

KT等の設備ベース基幹事業者は、2号事業者に対し大口割引でビリング（billing）を行い、2号事業者は自身が募集したエンドユーザーに対して一定の割引サービスによるリビリングを行う。

(3) 別定3号事業

企業等向けの構内電気通信サービスで、顧客構内設置型の交換機に課金システム等のユーザーニーズを加味して提供するものである。構内には複数の関連会社が存在するケースもある。PBX初期投資が不要、構内通信費がかからない、割引通話レート^(注7)の享受といったユーザーメリットがある。

4. 別定通信事業者の経営状況

別定1号・2号・3号業界全体の1999年の売り上げは2,134億ウォン（約207億円）であるが、経常費用が2,309億ウォン（約224億円）かかっており、結果175億ウォン（約17億円）の赤字となっている^(注8)。

こうしたなか、別定1号事業市場は国際電話市場規模全体の約20%を占め、相応の存在感を持つに至っている^(注9)。ただ、トラヒックの伸長力はあるものの、値下げのため、売り上げはトラヒックほどには拡大していない（表6）。

比較的成功している上位企業は、前年同期比で見ると売り上げがかなり伸びているものもある（表7）。しかし、利益率は低いと見られ、報道における一般的な論調は、経営状況は楽ではなく音声再販はおいしいビジネスではない、というものが殆どである。

(注6)

例えば星一テレコム社は、こうしたニッチ市場において成功を収めているとされる。同社は、全国的にコールセンターを設立し、数億ウォン（数千万円）の純利益を出している。DACOMの電話サービス以外にも、基幹事業者が提供するADSL等の高速インターネットサービスの加入代行を行っている。

(注7)

韓国通信振興社（KT関連会社）のような別定1号事業者が兼業しているケースがある。同社は別定2号事業も兼業しており、KT通話の割引再販、KTのADSLサービスの加入代行も行っている。別定3号事業の顧客関係を活用し、インターネット向け高速加入回線の販売を強化することとしている。

(注8)

単年度の業績は、別定1号業界は黒字、2号・3号業界は赤字である。別定1号業界でも一部の企業が黒字であり、中小規模の企業や後発企業は赤字である。

(注9)

1999年上半期で見ると、同市場の発着分数は発信が0.59億分、着信が1.13億分、合計1.72億分で、国際電話市場全体の19.1%を占めている。



KDD RESEARCH



●韓国における別定通信業界の動向

■表6：トラヒックと売り上げ規模の伸びのコントラスト (別定1号事業上位10社の合計)

時期	発着トラヒック計	対前期比	売り上げ	対前期比
1999年 上期	1.4億分	-----	600億ウォン台 (58.2億円台)	-----
同 下期	2.6億分	186%	同上	同レベル

(出典：韓国電子新聞 2000.1.17)

■表7：一部の別定1事業者の売上げ動向

事業者	2000年上期売上げ	1999年上期比増減
SKテルリンク	240億ウォン (23.3億円)	+30%
LG流通	140億ウォン (13.6億円)	+100%以上
ハンファ情報通信	53億ウォン (5.1億円)	+26%
プリズム・ コミュニケーションズ	50億ウォン (4.9億円)	大幅増
ユニテル	41億ウォン (4.0億円)	-11%
ICNテレコム	31億ウォン (3.0億円)	増

(出典：韓国電子新聞 2000.7.24)

(表注) プリズム・コミュニケーションズは1999年通年の売り上げが35億ウォン(3.4億円)。
ICNテレコムは1999年通年の売り上げが60億ウォン(5.8億円)。

別定2号事業については、2000年3月現在、実際に事業を行っている社数は20社と少なく、多くの登録(150社程度)が有名無実の状態となっている。そもそも別定2号事業の登録証受領はさほど技術的ハードルが高くないため濫立した面がある一方で、ニッチ市場において多くの企業が事業放棄に陥った。

ごく一部の事業者を除き、開業事業者の経営自体も採算性に乏しく、その一因として、KTやDACOM等の基幹事業者が不平等契約^(注10)を強要している点も指摘されている。

(注10)

例として、別定2号事業者の営業活動に関し、基幹事業者の営業担当者と事前協議するよう定めた条項



KDD RESEARCH



5. その他の留意点

(1) 相互接続料

上述の基幹事業者による別定2号事業者に対する不平等契約の強要同様、別定1号事業者も基本通信事業者との力関係において弱い立場に陥りやすいという点は指摘できる。

現在ではすでに問題ではなくなっているが、最近まで相互接続料の問題があった。すなわち、基本通信事業者間では事業者向けの接続料金があるが、別定事業者向けの接続料金は利用者（エンドユーザー）約款料金が適用されていた。^(注11)

(2) 国際発着トラフィック比率

別定1号事業者に関して、同事業者が国際電話着信料金を引き下げることによって着信トラフィックを猛烈に取り込むことにより、KT等の基幹事業者の経営に大きな影響が出る可能性が危惧され、従来各別定1号事業者の国際電話の発着比率は情報通信部により1:1に規制されていた。ただ、別定1号事業者の経営状況が思わしくないため、1999年9月以来正式に1:2へ緩和されている^(注12)。

6. 結び

別定通信事業者の事業展開は、設備ベース事業者のリソースに立脚しており、設備ベース事業者に対して定常的な支払いが生じる。その上、競争の激化による収納料金の値下げ圧力に晒され、財務的には常に切迫したものがある。

他方、無料インターネット電話などの新サービスは、常にサービス差別化を意識する別定通信事業者側から先に出ており、サービスの先導という対ユーザー上の存在意義は大きいと言わねばならない。

現状では外資規制が49%となっているが、2001年1月より撤廃されることが決まっており、特に別定1号事業者が、外資の一層の流入を受けてIPデータ市場を取り込みつつ再活性化する可能性は否定できないだろう^(注13)。

(注11)

電気通信事業法の34条には、別定事業者は電気通信事業者として必要な時、情報通信部長官が定めた相互接続基準により電気通信設備の相互接続が可能であるとの表現があり、現在では事業者向け接続料金（MIC認可料金）が適用されている。

(注12)

技術的な措置までは要求されておらず、4半期毎の情報通信部に対するトラフィック内容報告義務がある。

(注13)

外資規制が撤廃されると、有望な既存別定事業への外資の支配的参加（資本注入により50%超を所有する等）があり得る。これは外資にとって、韓国への足掛り確保・強化の手段として比較的容易なものであり、自国で培ったサービス（含：IPデータ系）の移植、自国網との接続、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）市場への中期的な足掛り確保のための準備が実行しやすくなる。



KDD RESEARCH



【コラム1】次世代携帯電話免許に纏わる最近の動き

金大中大統領が日本の大衆文化の開放（日本のwww閲覧の増加につながる）を集中的に推進しているほか、KDDI系の日韓間を含むローミングサービスであるグローバル・パスポートも始まっている。こうしたなか、韓国における次世代携帯電話免許にかかわる動向が目を引く。

(1) 線表

- ・事業者免許申請：当初2000年9月だったが、1ヶ月延期中
- ・事業者決定：2000年12月
- ・サービス開始：2002年5月（サッカーのワールドカップ開催時期を意識）

(2) 免許受領事業者

免許数3が既定となっており、このため業界ではこれに合わせるような形でコンソーシアム間の競合が起きた。この結果、ハナロ通信やオンセ通信に多数の中小企業を加えた韓国IMT2000が解散を余儀なくされ、SKテレコムを中心とするコンソーシアム、韓国通信（及びKT Freetel、KT M.com）を中心とするコンソーシアム、LGテレコムを中心とするコンソーシアムの3つに収斂しつつある。従って、事実上この3つに内定したと考えられる。

(3) 採用通信方式

内定3グループは、国際ローミングに有利と見込み、全てW-CDMA方式を採用することを望んでいる。しかし、cdma2000向けの技術を蓄積しているメーカー（三星電子、現代電子等）があることから、メーカー育成、市場（含：輸出市場）育成の観点から、政府は方式を基本的に事業者任せるとしていたものの、2方式の両立を実現すべく、事業者への働きかけを開始している。免許申請時期が1ヶ月延びているのはこの影響である。

【コラム2】インターネット高速アクセスの現状

韓国のネットワーク情報センター（KRNIC）（www.nic.or.kr/english）によると、2000年8月におけるインターネットの利用者数（7才以上・月一度以上利用、サンプル対象8500人、からの推計）は1,640万人（人口比で35%程度）である。報告によってはこれよりかなり低い数字の場合もあり正確な実態はわからないが、大まかに言って普及度では日本と競り合うレベルにあると言えるのではないだろうか。

韓国のインターネット利用率の高さは、IMF効果（通貨経済危機経験後のIT主導エコノミーへの指導）、政策Cyber Korea 21（1997年3月ドラフト開始、1999年





5月正式化。www.mic.go.kr/ck21/eng、www.itbizkorea.com/home1/cyber-1.htm)の反映に帰しうるとも言われる。いずれにせよ、購買や返済のために指輪等の貴金属を売りに出すなど国民生活に草の根的な影響を与えた通貨経済危機が1つのバネになっている点は事実であろう。

インターネット利用者の大半(70~80%)はパソコン通信加入者である。インターネット利用に平行移動しやすい従来の「PC + dial upの環境」が下支えしていると言える。ADSL等の高速加入は比較的最近の話であるが、その普及度は、試験サービスを1999年末に始めた日本(2000年8月末加入者約2,000)を凌いでいる。

情報通信部(MIC)の2000年9月上旬の発表によると、ADSL等の高速加入者数は2000年初頭の50万に比べ、8ヶ月間で4.4倍の220万超となった。内訳はADSL加入が102.7万、CATV加入が74万、LAN加入(マンション等)が42.2万で、それぞれコンスタントに伸びて来ている。MICは年内に300万を越すと見ている。

キャリア別では、韓国通信のADSL(55万)、ThrunetのCable Modem(51万)、ハナ口通信のADSL(38万)などとなっている。韓国通信は、ADSLより更に高速なVDSLの試験サービスの開始(首都圏より順次)を2000年内に計画している。

ハナ口通信の先行によってもたらされた低水準の利用料は、月2万~5万ウォン(1,940~4,850円)程度であるが、体感速度はそれほど速くないとのクレームも出ている。

【コラム3】朝鮮民主主義人民共和国の通信事情に関連する一部情報

韓国通信の通信網研究所の張Daikyu研究員は、1999年に出した「北朝鮮の通信産業」との報告書のなかで、同国の通信施設の水準は韓国の1970年代相当と分析している。朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)は1970年中盤から1980年にかけ、(社会主義圏の)外国設備を導入して通信網近代化を図ったが成功せず、1990年以降もソビエト連邦等社会主義圏の解体の影響を受け、通信網近代化が停滞した状態にあるという。手動交換中心の電話網は、全国統合運用、網の二重化、迂回経路の実現ができておらず、不十分な電力品質などが通信の断絶を起こすケースがあると報告されている。

国際電話回線に関しては、1999年10月現在60回線が設定されており、平壤向けの直通回線を持つ西側事業者としては歴史的に米国AT&Tが代表的である。北朝鮮が南北合意を機に国際社会に足を踏み入れようとしているが、インターネットの発展のなか、国営事業者の朝鮮通信公社(KPTC)が米国のStartec Global Communications社^(注14)と同社のVoIP網利用契約を2000年6月に中国北京で交わした。IP網(面的広がりを持ったConnectionless通信)が乏しい電話回線(限定的で線的なConnection Oriented通信)を補完するとの新鮮な発想が見て取れ目を引く。

(注14)

Startec (www.startec.com)は、米国の設備ベース事業者である。15の海底ケーブルに容量を所有し、12のコモンキャリアクラスの交換機、71のIPゲートウェイ、リング状のATMバックボーンをワールドワイドに有する。SS7信号方式を利用するコマンドセンターを、北米、欧州、グアムに持つ。網監視センターは、HP社のOpen View、Team Telecom International社のNetrackソフトウェアを利用している。主要なサービスは、IP電話を含むインターネットサービスで、中東、アフリカを含む多くの途上国に網の広がりがあるのが特徴である。



KDD RESEARCH



●韓国における別定通信業界の動向

KPTCとStartecの契約内容が実現すれば、一義的には朝鮮半島外に住む北朝鮮国籍のユーザー（僑民）はStartecのVoIPを利用して本国とのコミュニケーションが図れる。盗聴の危険性も物理的な専用パスが設定される回線交換方式の電話に比べ小さいと思われる。STARTECは、朝鮮半島における南北トラヒック流通の重要な橋渡し役となることも念頭に置いており、北朝鮮の経済開発に指導力を発揮している現代グループに属するオンセ通信（基幹事業者の一）ともVoIP網利用にかかわる覚え書きを2000年6月に締結している。

【文中の換算率】

100ウォン=9.7円（2000年9月1日東京の対顧客電信売り相場）

【出典・参考文献】

KDDコリア調査報告

韓国電子新聞各号

NNAニュース（2000.8.17、2000.8.21、2000.9.6、2000.9.26）

韓国における情報通信産業の展望（（財）国際通信経済研究所シンポジウム 1998.10.6）

日本経済新聞朝刊（2000.10.3）



KDD RESEARCH

各国のテレコム情報

米国

Intermedia (米CLEC) がBellSouthを反トラスト法で提訴

競争的地域事業者 (CLEC) のIntermedia Communications, Inc.,は、2000年7月11日、1996年電気通信法及び反トラスト法に基づくBell South Corp.への訴えを連邦地方裁判所 (Florida中部地区Tampa支部) に提出。RBOC (Regional Bell Operating Company) のネットワーク開放義務が反トラスト法で裁かれることになった。

今年 (2000年) 6月、Deutsche Telekom及びSprintと袂を別ったFrance Telecom / Global Oneが、米国内ネットワークの充実を目指して競争的地域事業者 (CLEC) のIntermediaと非資本提携 (3年) を行った (金額等の条件は非公開)。Intermediaは中小企業をターゲットとする新興事業者で今年 (2000年) 1月に投資会社のKohlberg Kravis Roberts & Co. (KKR) が資金注入した会社である。^(注1)

さらにこの (2000年) 9月5日には、WorldComがIntermediaとの間で30億ドル (約3300億円) 相当の株式交換による合併に合意したことが発表され (負債30億ドル引き受け分を併せた買収規模は60億ドル (約6600億円) 相当)、再び同社への注目が高まることになった。WorldComの買収目的はIntermedia自身よりも同社の子会社でウェブ管理・ASP事業を行うDigex Inc.の経営把握 (投票権ベースで94%の持分を取得) にあると言われており、合併後にはWorldComのインターネット事業 (UUnet等) との融合が進むものと考えられる。Intermediaを通じたWorldComとFrance Telecom / Global Oneの接近又は後者へのIntermedia売却の可能性は今のところ不明である。

Intermediaを含むCLECの収益は、インターネットダイヤルアップ通話に関する相互接続料金 (相互補償料) 収入減 (料金引き下げ又はILECによる支払拒否)、既存地域事業者 (ILEC) の締め付けによって軒並み悪化しておりIntermediaも直近四半



Intermediaファクトシート	
設立	1987年 (Florida州法人)
経営陣	David C. Ruberg (会長兼社長兼CEO)
従業員数	5073人 (1999年)
収益 (利益)	1997年 2億4790万ドル (-2億4千万ドル)
	1998年 7億1278万ドル (-4億9千万ドル)
	1999年 9億1千万ドル (-5億6千万ドル)
親会社 出資者	Fairchild Corp. Kohlberg Kravis Roberts & Co.
子会社	Digex Inc. (100%) Shared Technologies Fairchild (42%) LDS Communications Group

(注1)

KKRが組織したIntermediaへの資金注入の概要 (2000年1月実施) KKRから2億ドルの出資、Microsoft及びCompaqからホスティングサービスのDigex社に各5千万ドル出資、銀行団から4億ドルの借款で計7億ドル。



KDD RESEARCH



(注2)

これは、BellSouthの営業区域全体におけるIntermediaへの未支払い額の合計。BellSouthの営業区域はAlabama州、Florida州、Georgia州、Kentucky州、Louisiana州、Mississippi州、North Carolina州、South Carolina州及びTennessee州の米国南東部9州である。

期利益も予想をかなり下回る結果に終わっている。

そのIntermediaが、この(2000年)7月11日に、1996年電気通信法及び反トラスト法に基づくBellSouth Corp.に対する訴えを連邦地方裁判所(Florida中部地区Tampa支部)に提出した。訴えの概要は次の通りである。

- ・ BellSouthはIntermediaに十分な相互接続容量を供給せずしかも著しい遅滞があった。
- ・ BellSouthは相互接続料金(1億ドル)(約110億円)^(注2)の支払いを怠った。
- ・ BellSouthは相互接続料金支払いを免れるため不正行為を行った。
- ・ (以上の) BellSouthの行為は通信法及び相互接続協定違反であるだけでなく、反トラスト法違反のレベルに達している。
- ・ (以上により) Intermediaは、これらのBellSouthによる契約違反及び法律違反に対し以下を法廷に求める。
 - ・ 関連分を含むIntermediaの損害を含む損害賠償金の算定
 - ・ 懲罰的賠償金の算定
 - ・ MTA導入に関する相互接続協定改定の無効化
 - ・ 訴因④⑤⑥(反トラスト法関連)に関し
 - ・ 三倍の損害賠償金を算定すること
 - ・ BellSouthに対する監督官を指名すること

本件は1996年電気通信法と反トラスト法を組み合わせた興味深い事例ということができるため、以下、訴因ごとにやや詳しく訴えの内容を見た上で最後に消費者によるAmeritech Corporation(現SBC Communications Inc.)に対する反トラスト訴訟(クラスアクション)を先行事例として簡単に取り上げる。

1. IntermediaによるBellSouthに対する訴え ～ 各訴因の概要

Intermediaの訴えは①～⑪の訴因により構成される。ここでは便宜的に(1)相互接続協定に関する訴因、(2)MTA協定に関する訴因、(3)第三者に対する不正な干渉に関する訴因及び(4)反トラスト法に関する訴因の4つに分類した。

(1) 相互接続協定に関する訴因 ①～④

訴因① 欺瞞的意図(fraudulent inducement)に基づく相互接続協定の締結

BellSouthとIntermediaは、1996年6月21日、1996年電気通信法の規定に基づき相互接続協定を締結した。協定は両当事者に

- ・ 信頼し得る電気通信ネットワークの導入と維持のために協働すること
- ・ 誠意を以って協議すること

を求めている。しかしながら、BellSouthにはIntermediaが相互接続するために必要な適切な要員、設備及びその他のリソース(交換ポート、伝送設備等を含む)を用意する意図がなかったことが明白である。にもかかわらずBellSouthは意図的、無責任かつ悪意ある虚偽の言明を以ってあたかも十分なリソースを準備しているかのよ



KDD RESEARCH



うにIntermediaをして信じさせた。つまりIntermediaは、BellSouthの虚偽の言明に基づいて相互接続協定を締結して当該地域での事業活動を開始した結果著しい、しかしBellSouthにとっては予見し得たであろう損害を蒙ることとなった。

例えば、BellSouthは適切なトランク容量を供給せず（Intermediaのトラヒック予測に留意せず）、その結果としてFlorida州南部におけるIntermediaのサービス品質を（顧客にとって）許容し難い水準まで低下させた。またBellSouthは、Intermediaが提出したAccess Service Request（ASR）のほぼすべてについて著しく処理を遅延させIntermediaのサービス提供を著しく遅延させた。^{（注3）}

よってIntermediaは、BellSouthの欺瞞行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めるものである。

訴因② 1996年電気通信法に対する違反（交渉義務の不遵守）

BellSouthは「誠意を以って相互接続協定を交渉する義務」をILECに課した1996年電気通信法第251条（c）（1）に違反している。既に述べた通り、BellSouthは相互接続のために必要なリソースの手当てをするつもりがないにもかかわらずIntermediaとの相互接続協定を締結した。つまり、BellSouthによる、

- ・1934年通信法第201条（b）がコモンキャリアに禁じる「不正（unjust）かつ不合理（unreasonable）な」行為
- ・1996年電気通信法251条（a）（b）（c）及び（g）並びに同法第252条（d）に定める相互接続義務違反

の結果Intermediaは著しい、しかしBellSouthにとっては予見し得たであろう損害を蒙ることとなった。

よってIntermediaは、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めるものである。

訴因③ 相互接続協定に対する違反（契約不履行）

BellSouthとIntermediaは、1996年6月21日、1996年電気通信法の規定に基づき相互接続協定を締結した。協定は両当事者に次の義務を課している。

- ・信頼し得る電気通信ネットワークの導入と維持のために協働すること
- ・業界或いは国内で受け入れられた伝送方式及びトラヒックブロックの基準に従って相互接続すること
- ・網輻輳を軽減し避けるため適切かつ健全なネットワーク管理基準の適用を目指して協働すること
- ・網の拡張のため、四半期ごとに技術的要求条件を見直すとともにトランク容量に関する需要予測を設定すること

さらに協定（及びBellSouth約款）はBellSouthに対し、Intermediaの要求に応じて追加トランク容量を提供すべきことを定めているが、BellSouthにはこれらの義務を履行する意図がなかったことが明白である。同社の契約不履行によってIntermediaは著しい、しかしBellSouthにとっては予見し得たであろう損害を蒙ることとなった。

よってIntermediaは、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めるものである。

（注3）

BellSouthのASR処理遅延
Intermediaは「記載に問題があるASRは送り返されることがあるが、BellSouthの場合他の既存地域事業者（ILEC）が求めないような情報を要求したり、単純なタイプミスをも問題とすることによってほぼ全てのASRを一度は突き返している」と説明している。



KDD RESEARCH



●各国のテレコム情報

訴因④ 1934年通信法及び1996年電気通信法に対する違反（相互接続義務等）
BellSouthによる次の行為の結果Intermediaは著しい、しかしBellSouthにとっては予見し得たであろう損害を蒙ることとなった。

- ・1934年通信法第201条（b）がコモンキャリアに禁じる「不正（unjust）かつ不合理（unreasonable）な」行為
- ・1996年電気通信法第251条（a）（b）（c）及び（g）並びに第252条（d）に定める相互接続義務違反

よってIntermediaは、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めるものである。

（2） MTA（Multiple Tandem Architecture）導入に関する訴因 ⑤～⑥

訴因⑤ 欺瞞的意図（fraudulent inducement）に基づく相互接続協定の改正

1998年当時IntermediaはGeorgia州Atlanta地域ではBuckhead局においてBellSouthと相互接続していた。これは1997年5月に導入された単一ポイントの相互接続形態（STA：Single Tandem Architecture）であり同地域のNorcross局加入者へのトラヒックはBuckhead局経由でルーティングされていた。ところが、BellSouthが事前通告なしにBuckhead局・Norcross局間ルーティングを停止したためにIntermediaのサービスがダメージを受けることとなった。

本件に関するIntermediaの苦情に対しBellSouthは「Norcross局に相互接続ポイントを新設すれば復旧する」と回答し、逆に複数ポイントにおける相互接続形態（MTA：Multiple Tandem Architecture）の導入と（そのための）相互接続協定改定をIntermediaに迫った。BellSouthが要求した改定の内容は以下の通りである。

- ・BellSouthは、Intermediaの要請に基づいて、順次、州単位で、複数の相互接続ポイントを使った接続形態（MTA）を導入する。
- ・MTAを通じてルーティングされたトラヒックに対しては通常よりも60%から80%程度低い相互接続料金を適用する。

Intermediaとしては、Norcross局の問題を解決する他の方法がない以上BellSouthの要請を受け入れて協定改定に応じざるを得なかった。ところがBellSouthはその後、協定改定以降の全トラヒックには（実際にSTA、MTAのどちらでルーティングされたものであろうと関係なく）MTA用の新料金（60%～80%減）が適用されると主張し始め、相互接続料金の支払いを免れようとしている。しかもBuckhead局におけるMTA導入は不要でかつBellSouth側設備の問題で不可能であったにもかかわらず、Intermediaの従業員を（「単なる記録のためである」と）騙してMTA接続の申請（ASR：Access Service Request）を提出させ主張の補強証拠としている。

よってIntermediaは、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償及び懲罰的賠償を含む）の算定とMTA導入に関する相互接続協定改定の無効化及び法に基づく救済を法廷に求めるものである。

訴因⑥ 1996年電気通信法に対する違反（交渉義務の不遵守）

訴因②とほぼ同内容につき略。同様に、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めている。



KDD RESEARCH



(3) 第三者に対する不正な干渉に関する訴因 ⑦～⑧

訴因⑦ 第三者との契約に対する不正な干渉

BellSouthは顧客とIntermediaの契約関係を把握し得る立場にあることを利用しつつ、

- ・相互接続を拒否し或いは相互接続を行わない
- ・十分なネットワーク容量を供給しない
- ・故意に相互接続料金支払いを遅延させる

などの行為を行うことによって意図的かつ悪意をもってIntermediaと顧客との契約の破棄又は終了をもたらそうとした。同社の行為によってIntermediaは著しい、しかしBellSouthにとっては予見し得たであろう損害を蒙ることとなった。

よってIntermediaは、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めるものである。

訴因⑧ 得べかりし経済的利益に対する不正な干渉

訴因⑦と同内容につき略。同様に、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めている。

(4) 反トラスト法関連 ⑨～⑪

訴因⑨ 独占行為（シャーマン法^(注4)第2条違反）

BellSouthは伝統的営業区域の各州（Alabama州、Florida州、Georgia州、Kentucky州、Louisiana州、Mississippi州、North Carolina州、South Carolina州及びTennessee州）で独占事業体であり同社のサービスに対する合理的な代替的選択肢は存在しない。BellSouthはその独占力によって各州の競争を排除し得る立場にあり、実際にも上述の通り潜在的競争者を排除する行為を行ってきた。BellSouthの独占力は圧倒的な市場シェアと同社を競争から守る強固な市場障壁のふたつの源泉を有する。これらは歴史的な市内電気通信

シャーマン法（Sherman Act）
不法な制限及び独占から取引
及び通商を保護する法律

（取引制限、罰則）

第1条 数州間又は外国との取引又は商業を制限するすべての契約、トラストその他の形態による結合又は共謀はこれを違法とする。本条で違法とする契約を締結し又は結合もしくは共謀するものは重罪（felony）を犯したものとし、有罪の決定があった時は、裁判所の裁量により、法人の場合には100万ドル以下の罰金、その他のものは10万ドル以下の罰金若しくは3年以下の禁固に処し、又はこれを併科する。

（取引の独占、罰則）

第2条 数州間又は外国との取引又は商業のいかなる部分をも独占し、独占を企図し、又はその目的をもって1人もしくは数人と結合もしくは共謀するものは重罪（felony）を犯したものとし、有罪の決定があった時は、裁判所の裁量により、法人の場合には100万ドル以下の罰金、その他のもの場合には10万ドル以下の罰金若しくは3年以下の禁固に処し、又はこれを併科する。

（注4）

シャーマン法（Sherman Act）
米国の反トラスト法（独占禁止法）は複数の法律の総称であってうち最も基本的なものがシャーマン法、クレイトン法（Clayton Act）及び連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act）の三法である。

(1) シャーマン法（1890年制定）はカルテル、ボイコット等の取引制限及び独占行為（monopolization）を禁止。

(2) クレイトン法（1914年制定）は価格差別、不当な排他条件付取引、株式又は資産の取得を制限。シャーマン法違反となる（につながる）ような行為を未然に防止することを目的としている（予防的規制）。三倍損害賠償制度は同法の規定に基づく。

(3) 連邦取引委員会法（1914年制定）は所謂組織法であり実体規定は包括的かつ抽象的に止まる。



KDD RESEARCH



サービスの独占供給に由来するもので1996年電気通信法制定後の現在もIntermediaのような競争的地域事業者（CLEC）にとって参入障壁はなおも高い。

BellSouthは新規参入者が必要とする設備と情報を支配するとともに各州に偏在する物理的ネットワーク及び関連する顧客情報を所有しており、同社の市内網に匹敵するような代替ネットワークの構築コストは（建設を最小限必要な部分に限ったとしても）禁止的に高い。既存の代替的な顧客へのアクセス手段は存在しないか又は現実的に利用不可能であり、Intermediaや他の潜在的競争者にとっては適正コストによるBellSouth市内網へのアクセスを確保することがサービス提供の上で不可欠となっている。

ところがBellSouthは、現在、その独占力を（その能力、先見性又は勤勉性によってではなく）以下のような反競争的行為によって維持しようと努めている。

- ・ IntermediaがBellSouth網に相互接続するために必要な資源を割当てない。
- ・ インターネットダイヤルアップ通話にかかる相互接続料金支払いを拒否する。
- ・ 欺瞞的意図を持ってMTA導入のため相互接続協定を改定する。

以上の行為によりBellSouthはシャーマン法（Sherman Act）第二条に違反している。独占の直接又は間接の結果として効果的に市場参入を阻止されたことによりIntermediaが損害を蒙っただけでなく電気通信サービスの競争をもたらす利益（より低廉な料金、改善されたサービス）を消費者から奪った。

よってIntermediaは、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償を三倍した額^{（注5）}及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めるものである。

訴因⑩ 不可欠設備へのアクセスの制限（シャーマン法第2条違反）

既に述べたような行為（相互接続のためのリソース割当の拒否等）によってBellSouthは契約、法律及び連邦規則に反して不可欠設備（essential facilities）及び不可欠情報へのアクセス（取引）を拒否したのであり、これは関連市場における競争を阻害し独占を維持するための反競争的行為である。相互接続協定が定めるアクセスを供給することは同社にとって技術的にも経済的にも何ら支障のないことであった。

以上の理由によりBellSouthはシャーマン法（Sherman Act）第二条に違反している。独占の直接又は間接の結果として効果的に市場参入を阻止されたことによりIntermediaが損害を蒙っただけでなく電気通信サービスの競争をもたらす利益（より低廉な料金、改善されたサービス）を消費者から奪った。

よってIntermediaは、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償を三倍した額及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めるものである。

訴因⑪ 独占の試み（シャーマン法第2条違反）

もし仮にBellSouthが現在独占力を持っていなかったとしても以上のような行為を通じて新たに独占を形成し得る危険性（dangerous probability）が存在する。

BellSouthは伝統的営業区域の各州で反競争的な術策を弄して地域電気通信市場における競争を排除し、とりわけIntermediaのような潜在的競争者の顧客獲得を妨げてきた。同社の反競争的行為は市場の独占を確固たるものにするためのものであり、そのような行為が停止されなければBellSouthによる関連市場の独占を許すことにな

（注5）

三倍損害賠償制度（クレイトン法に基づく）

反トラスト法違反によって損害を受けた者はその損害の三倍額と適当な弁護士料を含めた訴訟費用を請求することができるという制度。反トラスト法に基づく賠償は単なる民事的義務ではなく準刑事的制裁であること（反トラスト法のこの性格が反映された制度としてはこの他にクラスアクション制度がある）、この制度によって原告の訴訟費用回収の確保でき反トラスト法違反の抑止効果も期待できることがこの制度の存在理由とされる。



KDD RESEARCH

ろう。

以上の理由によりBellSouthはシャーマン法（Sherman Act）第二条に違反している。独占の直接又は間接の結果として効果的に市場参入を阻止されたことによりIntermediaが損害を蒙っただけでなく電気通信サービスの競争がもたらす利益（より低廉な料金、改善されたサービス）を消費者から奪った。

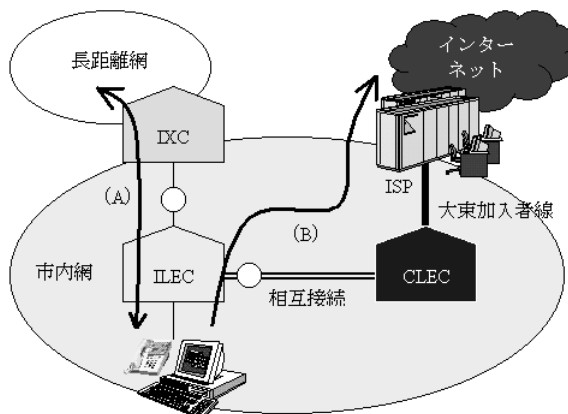
よってIntermediaは、BellSouthの行為に対する損害賠償金（関連分を含む損害への補償を三倍した額及び懲罰的賠償を含む）の算定と法に基づく救済を法廷に求めるものである。

2. IntermediaによるBellSouthに対する訴え ～ 相互接続料金不払い

訴因ではないが、Intermediaは紙幅を割いてBellSouthによる相互接続料金不払いに関する苦情を申し立てている。

1996年電気通信法制定以前、ILECはCLECに対しCLEC網着信通話に対する補償を支払わないことが普通であった。この変則的な（片方向の）Sender Keeps Allは1996年電気通信法第251条が「発信と着信のための相互補償（Reciprocal Compensation）を定めること」を相互接続の両当事者に義務付けたことによって廃止されたため、とりわけCLEC着信通話に関する相互接続料金をReciprocal Compensation Feeと呼ぶことが多い（本訴状も一貫してReciprocal Compensationの語を使用している）。同法の制定目的はILECとCLECの間に対等な相互接続関係を構築することであったが、もともと多くの加入者を多く持つILECとCLECの間では、後者の大幅な支払超過になると当然想定されていた。

【図】アクセスチャージと相互補償（reciprocal compensation）



(A) 長距離通話

この場合は、発着に関わらず、つねに、長距離事業者（IXC）が地域事業者にアクセスチャージを払う（平均 4.56 円/分）

(B) 市内通話（ダイヤルアップ接続）

この場合は、つねに、発信側が着信側に相互接続料金を払う。これを相互補償（reciprocal compensation）という。（0.345～0.89 円/分程度）

(※) ユーザーが払う市内通話料は定額制





●各国のテレコム情報

ところがその後インターネット普及に伴ってCLECの受取超過傾向が定着し、CLECに対し貴重な収入源に成長するようになった。つまりISP (Internet Service Provider) は殆どの場合、CLECの高速アクセスサービス (T-1、光ファイバー等) に加入するため、ISPに契約した電話加入者からCLEC網に膨大な通話が発生する (図B)。このダイヤルアップ通話に関する相互接続料金収入が事業立ち上げ期のCLECにとり重要な収入源となったのである (1997年のCLEC収入に占める割合は9% (およそ1億5000万ドル) に達したとされる)。しかしILECにとってダイヤルアップ通話は非従量制料金の市内通話であり、CLEC支払いに見合う収入を見込むことができない。一説に拠れば、ダイヤルアップ通話に関する相互接続料金支払いのため1997年のILEC税引後利益は2%程圧縮されたとも言われている。従ってILECが、相互接続料金の引き下げ又は支払い延期及びそのための法廷闘争、ロビイングに躍起になるのは当然と言える。本訴状でIntermediaが申したてた苦情はBellSouthのそのような活動に関するものである (概要以下)。

■表：主要CLECのレシンプロカル・コンペンセーション1997年度収入

	RC収入	総収益	依存度 (%)
Teleport	1680万ドル	7億6250万ドル	2.2%
Intermedia	2100万ドル	7億4050万ドル	2.8%
ICG	2770万ドル	5億6410万ドル	4.9%
RCN	130万ドル	2億3770万ドル	0.5%
Winstar	170万ドル	2億2000万ドル	0.8%
USN	0万ドル	2億0320万ドル	0.0%
GST	(N/A)	1億6070万ドル	(N/A)
e. spire	1050万ドル	1億5940万ドル	6.6%
Nextlink	0万ドル	1億3000万ドル	0.0%
Electric Light	1180万ドル	9440万ドル	12.5%
US LEC	5120万ドル	7500万ドル	68.3%
Hyperion	420万ドル	3000万ドル	14.0%
Teligent	0万ドル	200万ドル	0.0%
合計/平均	1億4620万ドル	36億0350万ドル	8.7%

< Intermediaによる苦情の概要 >

BellSouthは「インターネットダイヤルアップ通話は市内通話ではなく相互接続料金の対象外である」と主張して同社加入電話発着ISP着通話に関する相互補償 (Reciprocal Compensation) のIntermediaへの支払いを拒否しおりその額は総額1億ドル (約110億円) に達する。過去の州当局の判断又は裁判所判例はほとんどが「インターネットダイヤル通話は (少なくとも相互接続支払いの観点からは) 市内通話である」との見解を支持しており、BellSouth自身もFlorida、Georgia及びNorth Carolinaの各州当局から嘆願を斥けられ控訴裁 (連邦裁判所) でも敗訴している。同社が見込みのない嘆願を繰り返す理由はIntermediaに財務的ダメージを与えること以外に考えられない。





COMMENT

Intermediaによる提訴の直後、Ameritech（現SBC Communications）に対する消費者の立場からの反トラスト訴訟（クラスアクション）に対する連邦第7巡回（控訴）裁判所（Chicago）の判決が下された。

反トラスト法上のクラスアクション（class action）とは、ある違法行為により複数の者が損害を受け、そのうち特定の者が加害者を相手取って損害賠償請求のため提訴して勝訴判決を得た場合、同じ違法行為によって損害を受けた他の者にも当該判決の効力が及ぶという制度である。提訴する者はそれに先立って各被害者に通知する必要があり（但し1976年のハート・スコット・ロディノ法によりマスコミを通じた通知が可能になった）、通知を受けた非訴訟参加者は勝訴判決後別段の裁判手続きを経ずして損害賠償を得ることができるようになる。

Ameritechに対する訴訟は同社加入者であるRichard Goldwasser氏が消費者の立場から提起したもので「1996年電気通信法に定める（相互接続）義務を遵守せずシャーマン法第2条に言う違法な独占形成を行った」とAmeritechを非難している。第一審（連邦地方裁判所Illinois北部地区）は「原告は訴訟適格を欠く」としてこの訴えを斥け、さらに今回の連邦第7巡回（控訴）裁判所の判決も第一審を支持したが理由は異なっている。すなわち同裁判所は判決意見として「反トラスト法に基づくクラスアクションが成立するためには自社市場への参入を促進する積極的義務（affirmative duty）（シャーマン法に基づくもの）がAmeritechにあると証明する必要があるが、そのような義務を見つけ得るとすればシャーマン法ではなく1996年電気通信法の規定の中である。1996年電気通信法は端的に言ってこの場合の特別法であり一般的な反トラスト法に対して優先すると考えられる」と述べている。同旨の論理がIntermediaの裁判でも使われた場合、少なくとも訴因⑨⑩⑪（反トラスト法関連）は不成立となろう。

（古閑 裕朗）

<文中の換算率>1米ドル=110円（2000年8月1日東京の対顧客電信売り相場）

<出典・参考文献>Intermedia Communications, Inc.,ホームページ
(www.intermedia.com)

Intermedia Communications Inc, v BellSouth Telecommunications, Inc., (United States District Court for the Middle District of Florida, Tampa Division)
Richard Goldwasser et al. v. Ameritech Corp. (United States Court of Appeals for the Seventh Circuit, Chicago)
Telecommunications Reports (1999年2月15日、同年3月8日、同年同月15日、同年4月19日、同年5月3日、同年8月30日、2000年6月12日、同年6月19日、同年7月17日、同年同月31日)
1996年電気通信法の解説（郵政省郵政研究所編）
アメリカ独占禁止法（松下満男）
アメリカ独占禁止法（Earl W. Kintner Mark R. Joelson）

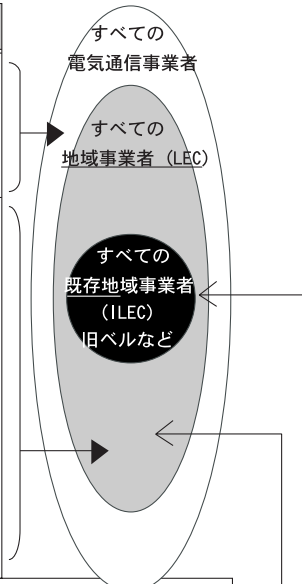


KDD RESEARCH



【参考】1996年電気通信法の関連規定

第251条 相互接続 ※ (e) 項以降省略	
(a) 項	<p>(1) 他の電気通信事業者の施設及び設備と、直接又は間接に相互接続する義務</p> <p>(2) 第255条（障害者による利用）又は第256条（相互接続のための調整）に従って設定された指針及び標準に適合しない設備を設置しない義務</p>
(b) 項	<p>(1) 電気通信サービスの再販売を禁止しない義務、及び、再販売に不合理又は差別的な条件又は制限を課さない義務</p> <p>(2) 技術的に実行可能な範囲で番号ポータビリティを提供する義務</p> <p>(3) 地域電話サービス及び長距離電話サービスの競合する事業者にダイヤリング・パリティを提供する義務、及び、すべての競合事業者に、不合理なダイヤル遅延を生じることなく、電話番号、オペレータ・サービス、電話番号案内及び電話帳掲載への非差別的アクセスを認める義務</p> <p>(4) 競合する電気通信事業者に対し、電柱、管路、導管及びRight of Wayへのアクセスを提供する義務</p> <p>(5) 電気通信の発着信に関し相互補償協定を締結する義務</p>
(c) 項	<p>(1) (b) 及び本項に定める義務を履行するため誠実に交渉する義務</p> <p>(2) 要請するいかなる電気通信事業者の施設及び設備に対しても、</p> <p>(A) 交換アクセスの送信及び経路選択のため、</p> <p>(B) ネットワークのあらゆる技術的に実行可能な点において、</p> <p>(C) 自社・系列会社又は他の全ての会社とも非差別的な品質の相互接続を、</p> <p>(D) 公正、合理的かつ非差別的な料金及び条件で、提供する義務</p> <p>(3) 公正、合理的かつ非差別的な料金及び条件によって、あらゆる技術的に実行可能な点でアンバンドルベースでネットワーク要素への非差別的なアクセスを、要請するいかなる電気通信事業者に対しても提供する義務。これはアクセスを要請する事業者がネットワーク要素を自由に組み合わせることができるような方法でなされなければならない</p> <p>(4) (A) 小売するすべての電気通信サービスを再販のため卸売り料金で提供する義務</p> <p>(B) 再販を禁止しない義務、不合理な又は差別的な制約や制限を課さない義務</p> <p>(5) サービスの伝送及び経路選択に必要な情報など、施設及びネットワークの相互運用に影響を及ぼす全ての変更について合理的な告知を行う義務</p> <p>(6) 自局舎内で、アンバンドルされたネットワーク要素への相互接続又はアクセスに必要な設備の物理的コロケーションを公正、合理的かつ非差別的な料金及び条件で提供する義務</p>
(d) 項	<p>(1) FCCは、本法律制定日から6ヶ月以内に本条の実施を目的とする規則を制定するために必要な全ての措置を完了する</p> <p>(2) FCCは (c) 項 (3) のネットワーク要素を決定するにあたり次の次項を考慮する</p> <p>(A) ネットワーク要素へのアクセスが必要か</p> <p>(B) 当該ネットワーク要素にアクセスできないことが利用者側の電気通信事業者のサービス提供力を損なうか</p> <p>(2) 本条の要件を実施するための規則の制定と実施にあたり、FCCは、</p> <p>(A) 地域事業者 (LEC) のアクセス及び相互接続義務を設定する、</p> <p>(B) 本条の要件に適合する、</p> <p>(C) 本条の要件及び本章の目的の実現を実質的に妨げない、州当局（脚注）のいかなる規則、命令又は政策の実施を妨げてはならない</p>
第252条 交渉、裁定及び協定の承認手続き	
(d) 項	<p>(1) 州当局による相互接続及びネットワーク要素の料金（第251条 (c) 項 (2) (3)）の正当かつ妥当な料金の決定</p> <p>(A) (i) 報酬率又は他のレートベースを基礎とする方法に関係のない（純粋な）提供費用に基づいていること、(ii) 非差別的であること</p> <p>(B) 妥当な利益を含めることができること</p> <p>(2) 通信の伝送料及び着信料 … 略</p>



(注6)
「公益事業委員会」 (Public Utilities Commission) 他名称は様々であるが、米国の各州には、連邦のFCCに相当する独立規制機関が存在し公益事業の料金規制等を行っている。1996年電気通信法では「州委員会」などの呼称を用いているが、制度的背景の異なる我が国で「公益事業委員会等」のような呼称を使用するのは煩瑣なばかりか却って（規制機関の権限が分散しているというような）誤解を招く恐れもあるので、この表では「州当局」に呼称を統一した。





	(3) 州当局は、小売料金からマーケティング、請求、収納その他に帰する費用を除いて卸売料金（率）を決定する。
(I) 項	地域事業者（LEC）は、本条に基づき承認された協定に基づき提供されている相互接続、サービス又はネットワーク要素を、当該協定と同じ条件で他の電気通信事業者が利用できるようにするものとする

〈脚注〉 州当局

「公益事業委員会」（Public Utilities Commission）他名称は様々であるが、米国の各州には、連邦のFCCに相当する独立規制機関が存在し公益事業の料金規制等を行っている。1996年電気通信法では「州委員会」などの呼称を用いているが、制度的背景の異なる我が国で「公益事業委員会等」のような呼称を使用するのは煩瑣なばかりか却って（規制機関の権限が分散しているというような）誤解を招く恐れもあるので、この表では「州当局」に呼称を統一した。

FCC、インターネットの基幹回線の相互接続については引き続き関与しない方針

FCC企画政策室(The FCC Office of Plans and Policy)は、9月26日に「Digital Handshake : Connecting Internet Backbones」と題した調査報告書を発表した。インターネットの基幹回線市場では今後も規制を課す必要は無いし、国際分野にも規制は必要ないとの見解を示した。

発表された報告書は、近年、多数の小規模インターネット基幹回線事業者が、大手基幹回線事業者に相互接続を義務として強制化する声があがってきていたことに対応して作成された。Level3やExodusなどインターネットの基幹回線を所有する中小規模の事業者が、ワールドコム傘下にあるUUNETなどの大手事業者からピアリングと呼ばれる無料の相互接続を拒否され、トラフィックの中継料を要求されて、争っていたことなどが背景としてあった。大手のインターネット事業者によるピアリング（peering）の拒否に対して規制を導入すべきかどうか検討していた。

報告書によるとFCCはインターネットの基幹回線事業者間の相互接続分野については、現状では、規制の必要はないと結論づけている。競争下の基幹回線市場では、大手の基幹回線事業者が他の弱小基幹回線事業者とのピアリングを拒否したとしても、この行為自体は競争を阻害することを意図したものとは言えない。中小の事業者が中継料を払えばトラフィックを運んでもらえるという選択肢は残っている。中継料自体は、中小事業者が大手事業者のネットを利用する時には、大手事業者にかなりの費用負担が発生する事もあるので一概に否定できないと理由づけた。また、反トラスト法や競争の浸透によって、将来、ガリバー型の基幹回線事業者が形作られる可能性は無く、この観点からも規制を導入する必要はないとの見解を示した。

この報告書は、この時期にモンテリオールで開かれている世界電気通信標準会議（WTSA）にタイミングをあわせて発表されたと見られている。この会議では、主にアジア諸国がインターネット接続用の国際回線について費用の相互負担を要望している件についての議論が予定されている。米国、英国、カナダは、現状維持を主張している。報告書の中で、FCCは国際分野でも市場の力が働いているから国際相



KDD RESEARCH



互接続に関して規制を加える必要はないとの見解を表明し、米国の立場から何らかの影響を与えようとする格好となった。米国以外の国のインターネット利用者の数は、米国の利用者数をうまわっており、早晚、2つの影響を及ぼすことになるとしている。一つには、国際間での相互接続交渉において外国側が米国側に費用負担を求める力として働く。具体例として、日本のIJは既に折半方式で米国と接続していることを挙げている。2つ目は、米国の事業者が、外国に自前回線を構築することによって、米国への回線費用を負担したくない外国の事業者は、その現地でトラフィックを交換するという選択肢も生まれてくる。

【コラム】ピアリングについて

インターネット網の大きな特徴の一つに、フリー・ピアリング (Peering) というのがある。同等の人、仲間、同僚の意味を持つ英語のpeerから派生している。それぞれのサービス・プロバイダーがネットワーク・アクセス・ポイント (NAP) に無料で接続することで、相互にネットワークを開放する。コンセプトは、ネットワークの大小には区別をつけない学術研究網時代からの思想だった。

ところが、急速にインターネットが拡大するにしたがって、米国ではパブリックNAP (公共相互接続点) のサービスの質の低下が著しくなった。状況の変化に対応できなかった多くのパブリックNAPでは、スピードが遅くなり、パケットロスも高率となってサービスは悪化した。この公共アクセスポイントのサービス劣化が、やがてプライベート・ピアリングの拡大をもたらすことになった。しかし、大手基幹回線事業者 (ティア・ワンレベル) とのプライベート・ピアリングを進めたISPはピアリング制限に遭遇することになる。

1997年春、米国大手基幹回線事業者としてはトップ3社であったUUNet、スプリント、MCIはフリー・ピアリングを3社間のみとし、密かにピアリングの制限を開始した。理由は、パケットの入超であった。インターネット・データ・センターなどのISPとティア・ワンの基幹回線を持つ大手の事業者の間にパケットの入出に関して、アンバランスが拡大していた。

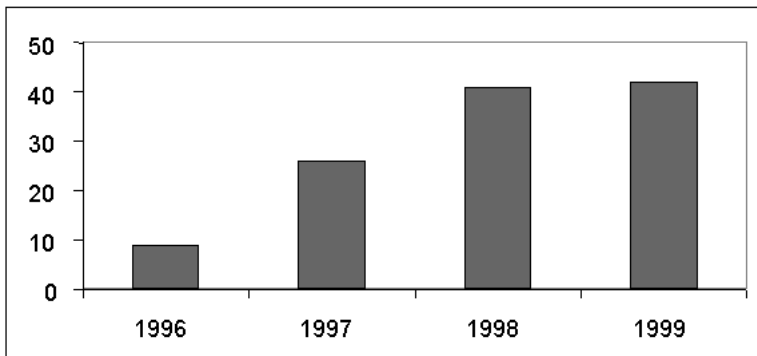
たとえば、ジオシティーズやホットメールなどの人気サイトを運営するエクソダスに、大量の回線需要が集中する。この場合、ティア・ワンの基幹回線にはエクソダスの顧客パケットが増え、逆にエクソダスのネットワークを経由してやってくる大手事業者の顧客のパケットが少ない状況に陥った。基幹回線側から見るとパケットの入超状況である。それまで、基幹回線を所有する大手のISPは急速な需要拡大に対応するほかに、質の高い通信を提供する必要から、自前の光ファイバー (伝送路) 網構築巨大な投資を続けていた。基幹回線所有者にとって相手顧客のために貴重な通信環境をフリーで提供していることになる。これを3社は嫌った。

基幹回線を所有する事業者にとっては、プライベート・ピアリングを実行するにしてもタダ乗りされたくない。ピアリングを無料から有料化して投資の回収をはかりたい。また、インターネットを使ったVPNサービスによってサービスの品



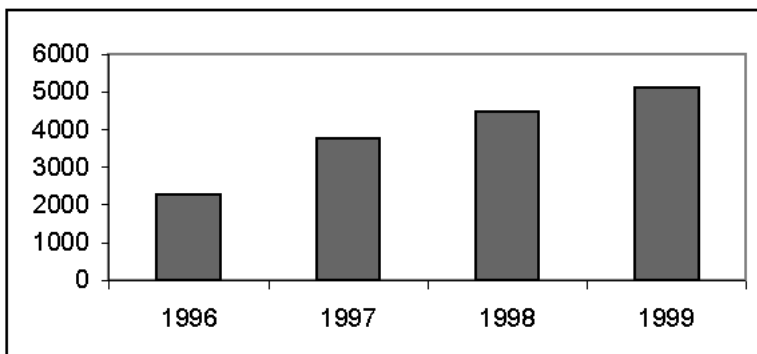


質保証が求められ出したことから、プライベートピアリングによって品質維持を
保とうとする動きも一層高まった。そうしたな中で生まれた構想がBPP（ブロー
カード・プライベート・ピアリング）である。主催団体としてBPPG（Brodered
Private Peering Group Corp.）が設立された。NAPを展開し、ISPや企業はこのプ
ライベートNAPに接続することでUUNetなどのナショナル・バックボーンとの接続
を確保する。つまりプライベート・ピアリングの規制から、もう一度NAP機能の
見直しを図った。公共性ゆえにポリシーが不明確だったパブリックNAPの反省か
ら、プライベートで質の高いNAPを限られたメンバーで運営しようという発想だ
った。こうしたプライベートNAPの整備は、最終的にはメンバーがそのパケッ
トの入超、出超度合いに合わせて料金を払う本格的な「ビジネス・クラス・インタ
ーネット」へとたどり着く。このパケットの出超入超にあわせて調整された料金
が、セトルメント・チャージ（Settlement charge）である。
ピアリング・バランスに応じた課金システムは、既にオーストラリアでは実践さ
れている。



（出所：Source: Boardwatch Magazine's Directory of Internet Service Providers）

図 1. 米国のインターネット基幹回線事業者の数



（出所：Boardwatch Magazine's Directory of Internet Service Providers）

図 2 米国のインターネットサービス事業者（ISP）の数

（吉澤 生雄）

<出典・参考文献> The Digital Handshake: Connecting Internet Backbones



KDD RESEARCH



メキシコ

メキシコは71年ぶりの政権交代で通信改革が狙上に

7月2日の大統領選挙の結果、71年にわたり、一党支配を続けてきた制度的革命党（PRI、中道）から、国民行動党（PAN、右派）へ政権交代が起きた。ビゼンテ・フォクス次期大統領は12月に就任予定だが、連邦議会ではPRIが上下両院で多数を占め、次期大統領は厳しい議会運営を迫られそうだ。新政府の経済政策が注目されるが、メキシコの通信市場の変革が、その政策の嚆矢となりそうだ。新政府にとって、大きな試金石である。

1 Telmexの優位性の終焉

長年、表面上鈍い動きしかなかった、メキシコの通信分野が革新的な変容と遂げようとしている。政権交代を受け、エルネスト・ゼディージョ大統領の任期終了（任期6年、1994年から2000年12月まで）に3ヶ月を残した時点で、Cofetel（連邦通信委員会）は、消極的な姿勢を改め、独占に近いキャリアであるTelmexの力を弱める新しい規制を発表した。長年の緩い政府規制と弱小の競争相手しか存在せず、長年維持してきたTelmexの支配は終わろうとしている。メキシコには、Telmexに匹敵する力のある会社は存在しない。Telmexは、通信事業者として、市内、長距離、携帯、とインターネットサービスの主たる供給者であり、メキシコの株式取扱所の時価総額の殆ど半分を占める大きな会社である。その主要株主であるカルロス・スリム氏（Carlos Slim）はラテンアメリカの富裕者の一人として広く知られている。

但し、Telmexは世界でもっとも利益を上げていたキャリアであるにも拘わらず、その高収益はサービスの拡張に使うことはなかった。メキシコはラテンアメリカで最も固定電話普及率の低い国の1つであり、固定電話普及率は11%である。高額な料金が固定電話の普及を妨げている。他方、アルゼンチンでは固定電話普及率は20%である（注7）。

2 新しいルールの制定へ

Cofetelにより最近発表された新しいルールは、ほぼ3年間にわたり裁判所でTelmexにより異議を申し立てられてきた。その主たる理由は、新しいルールは長距離サービスの最低料金を定めることと、競争事業者に詳細な説明とネットワーク情報の提供を強制する点にあった。

新しいルールが強力であると考えたアナリスト達は、そのルールはTelmex網に終端するために他のキャリアが支払う相互接続料金が現行の3分の2程度の目覚ましい料金低減をもたらすと期待する。ジョウジ・ニコリン委員長は、Cofetelは2001年初頭に発効する相互接続料金を速やかに発表すると声明した。

その料金低減はTelmexによって課せられた相互接続料金の不満を持っていた新規

（注7）

1998年の調査で、人口100人当たりの電話数は、チリは20.0%、ブラジルは12.0%、ペルーは6.7%である。TeleGeography 2000の資料による。



KDD RESEARCH



参入者からは歓迎される。彼らは国際通信事業者が支払う相互接続料金の3倍も高い料金を支払っており、彼らの利益を損なうものであると不満を言っていた。

さらなる手段として、Cofetelは国際通信の競争障壁を取り除く計画であると、ニコリン委員長は言明している。現況下では、Telmexは、全メキシコキャリアを代表して国際料金分収の交渉を行い、自動的に発信と同一の着信シェアを獲得している。しかし、今年末を前に、AT&TやMCI WorldComのような競争事業者には大きなチャンスがある。米国系の2社はともに、メキシコに子会社を持ち、アメリカの対向パートナーと国際料金の分収交渉が可能である。このことは、メキシコの長距離料金を低減させるだけでなく、米国—カナダに次ぐ、世界で2番目に繁忙の米国—メキシコ間の長距離市場を開放することになる。速やかにそうなる可能性は高く、もしそうなれば、メキシコの国際通信は革命的に様変わりになると、AT&Tが一部資本参加している長距離業者のアヴァンテル（Avantel）の社長のフランシスコ・ギル・デアッズ氏は言明している。

3 通信市場の活性化へ

仮に、新しい施策が成功裏に実施されれば、1997年に競争が導入されて以来、動きのなかった投資も活発になるであろう。1997年以降、Telmexの支配する市場に投資家は乗り気ではなかった。投資家は、キャリアの申し立てる独占慣行に対する泥沼の裁判闘争にうんざりし、政府の規制の不透明さに困惑してきた。AT&TやMCI WorldCom や米通商代表は、告訴人となって、7月に、WTO仲裁にメキシコは120億米ドルの通信市場に通商障壁をつくっていると訴えようと動き始めた。Cofetelの、遅々とした動きの後の、突然の姿勢の変化は米国関係者を満足させるであろうとアナリストは評価している。

通信業界の多くの者は、次期のビゼンテ・フォクス大統領政府が12月から動き出し、Telmexの支配を終焉させることを期待している。フォクス次期大統領の通信関係の側近は、新政府は法律を改正して、Cofetelをより独立性を持たせ、法定機関とし、予算を倍増させると、言明している。また、通信をめぐる投資環境をどう整えるか、投資銀行からアドバイスを求める予定だ。また、新政府は、多くの目標を持っているが、メキシコは独占を保護しているとの世評を終わらせなくてはならないとしている。Telmexは簡単には挑戦に応じないであろう。CofetelはTelmexは、新ルールを延期させようと法律上の手段に訴えてくることを想定している。この挑戦に挑み打ち勝つことが、次期フォクス政権のメキシコ産業を変革する計画の最初の試金石となる。

(三宅誠次郎)

<出典・参考文献>Financial Times (2000.9.14)、KDD総研R&A (1998年4月号)



KDD RESEARCH



中華人民共和国

電信条例が成立

昨年来、策定が進められていた「電信管理条例」がようやく成立した。これによりVANサービスや再販サービスへの民間企業の参入が正式に認められるようになる。だが法案の内容は未公開で、外資規制緩和については依然不透明な状況。

長い間成立が待たれていた「電信条例（草案）」が9月20日、国務院常務会議の審議を通過した。通信事業に係る包括的な法令ができたのは中国では初めて。

条例はその後9月25日に公布、即日施行されている。

内容は10月3日現在、まだ一般には公開されておらず、詳細は未だベールに包まれているが、中国の英字紙『China Daily』紙が10月1日、新華社の報道として伝えたところによると、新条例では通信事業を固定電話網・携帯電話網等の基本電信事業と、それ以外のVAN・再販・インターネット等の付加価値通信サービスの2種類に分け、基本電信事業者については資本の51%以上が中国国有であることが求められている。付加価値通信サービスについては民間にも開放される。

また通信事業に免許制を導入し、基本電信事業者は国務院の主管部門（情報産業部）の免許を取得しなければならない。

付加価値サービス事業者も営業地域が複数の省・市・自治区に跨る場合は同様に情報産業部の免許が必要になる。ただし一つの市区内のみでの営業の場合は当該地方の主管当局の免許があればよいという。

「電信条例」と同時に「インターネット・コンテンツ・サービス管理規則（互連網内容服務管理弁法）」も採択、公布された。

COMMENT

外資規制に関しては情報産業部が別に「外商投資電信業管理規定」も策定中と伝えられる。情報産業部ではこれらの各種条例がすべて整った後で、電信法の制定に取り掛かる予定である。

中国はWTO加盟に関する米欧との協議の中で、基本通信と携帯電話については最大49%まで、VAN・ページング等については最大50%まで、加盟後段階的に外資に開放すると約束しているが、今年7月頃にロイターが入手した情報では、中国の基本通信及び携帯電話事業に出資できる外国企業は年間売上高が100億米ドル以上の大企業に限定され、また中国側の企業も開業後2年以上経った売上高30億元以上の国有事業者^(注8)に限られる、更に合資会社の代表は中国側が指名する等の厳しい条件が付けられると伝えられ波紋を呼んでいる。この点について情報産業部（情報産業省）の呉基伝部長は9月25日に開かれた定例記者会見において、国家レベルの法律ではそこまで細かい数字には言及しないだろうと述べた。だが草案の中身につ

(注8)

この条件に見合う中国キャリアは中国電信、中国移动、中国聯通くらいに絞られてしまい、しかもそのいずれも特定の戦略的パートナーを求めているような動きは今のところ無く、この条件が本当なら事実上外国企業が中国の通信インフラに投資できる機会は非常に薄くなってしまふと言われている。



KDD RESEARCH



いては、まだ同部長のところまで上がってきていないので見ていないと質問をかわしている。

中国のWTO加盟は事務作業の遅れから年内実現の可能性は低くなり、来年初め頃にずれ込みそうだとされている。

<ケーブルテレビも外資開放>

また情報産業部とは別に9月下旬、広播電影電視総局（ラジオ・映画・テレビ総局）が中国のケーブルテレビ事業者に対し、32%まで外資の出資を認める方針であることが明らかになった^(注9)。

広電総局は現在、国内各地のケーブルテレビ局を全国ネットワークに統合するリストラを進めている。統括会社は番組放送だけでなく番組制作にも携わる予定で、運営には外国企業の資本とノウハウが欠かせないと考えられている。

このところ中国でも一部の都市でケーブルテレビ事業者がインターネット接続など、通信サービスに進出する動きが出てきている。上海で広電総局傘下のケーブルテレビ局がケーブル・インターネットを提供しており、また大連、珠海などでは第二事業者の中国聯合通信が中国電信の加入者回線網に対抗するためケーブルテレビ事業者と提携したりしているという。しかし広電総局の積極的展開とは反対に、情報産業部はケーブルテレビが通信分野に参入するのは認められていないという見解で、ケーブルテレビのブロードバンド進出は法律上のグレーゾーンになっている。

(近藤 麻美)

<文中の換算率> 1米ドル=約108円 (2000年9月1日東京の対顧客電信売り相場)
1元=約13円 (中国国家外貨管理局)

<出典・参考文献> Asian Wall Street Journal (9.26)、South China Morning Post (9.26, 9.22, 9.21)、Technology Post (9.25)、工商時報 (9.22)、Total Telecom (7.24)、China Daily (10.1)、中国経済時報 (9.25) 他

(注9)

中国政府はケーブルテレビ事業への外資参入は現状では認められていないとしているが、実際には多くの香港資本が本土のケーブルテレビ事業に進出しているのは公然の秘密となっている。



KDD RESEARCH



香港

香港、通信免許規則を改正

香港では今年発効した「電信（修正）条例」に基づき、既存のFTNS、PRS、PNETS等の各種免許を「キャリア免許」、「クラス免許」等の新種別に再編する免許規則の見直しが進められている。新規則ではテレビ放送免許も「キャリア免許」に含まれるようになる。

今年6月16日、香港で新しい「電信（修正）条例」が発効した。

新条例では従来の免許種別が撤廃され、免許は「排他的免許」、「キャリア免許」、「クラス免許」、「その他」の4つに大きく分類される。

このうち「キャリア免許」は公衆電気通信ネットワークを敷設・維持するための免許で、固定／移動体、ローカル／国際を問わず、既存の設備ベース通信免許の多くがこの範疇に含まれることになる。また従来の通信サービスだけでなく、広くコミュニケーション設備の一つとしてテレビ放送設備に関する免許もキャリア免許の中に入ってくる^(注10)。

免許の発行はOFTA（Office of the Telecommunications Authority；電信管理局）の管轄だが、免許の有効期限、免許料等の全般的な免許条件に係る新免許規則はITBB（Information Technology and Broadcasting Bureau；資訊科技及廣播局）が定めることとされており、ITBBは新規則の制定に向けて9月上旬に諮問文書を発表し、意見募集を行なっている。

ITBBでは立法院（議会）の次の会期中に免許規則案を提出し2000年末までの制定を目指している。

ITBBの案ではキャリア免許を更に「固定キャリア免許<Carrier (fixed) licence>」、「移動体キャリア免許<Carrier (mobile) licence>」、「衛星キャリア免許<Carrier (space stations) licence>」の3種類に分けてそれぞれ免許条件を定めることとしているが、3種類のキャリア免許は全般的な条件はどれも同じだが、有効期限や免許料が種類によって異なるようになる。また既存の事業者との公平性を保つため、同じカテゴリーのネットワーク事業者には同等の条件が課されるよう、既存免許の条件からの大幅な変更は無いようである。

なお発行済みの既存免許については有効期限内は現状のまま継続されるが、次回の更新の際に新しい様式の免許に切り替えられることになる。

(注10)

テレビ放送免許はこれまで通信とは別に放送条例で規定されていたが、今後は中継・伝送に係る部分は通信条例で、番組等のサービスに係る部分を放送条例で見ていくことになる。





■表：既存免許と修正条令による免許の対応

既存の免許区分		新免許区分
有線FTNS*	固定の香港域内／域外（国際）通信サービス。（2002年末まで4社が寡占）	国定キャリア免許
ローカル無線FTNS	LMDS等、無線ネットワークを利用した固定の域内通信サービス。	
域外FTNS	固定の香港域外（国際）通信網サービス。使用する設備により衛星／海底ケーブル／陸上ケーブルの種類がある。	
HFCケーブルによるFTNS	CATV回線を利用した固定通信サービス（香港ケーブルテレビのみ対象の特殊な免許）	
加入者テレビ放送免許	ケーブル、MMDSによる有料テレビ番組放送	
衛星テレビ伝送免許		
商業テレビ放送免許	地上波による無料のテレビ番組放送設備	
パーソナル通信サービス（PCS）	1.7～1.9GHz帯を利用する携帯電話サービス	移動体キャリア免許
公衆移動無線電話サービス（PMRS）	800／900MHz帯を利用する携帯電話サービス	
陸上以外の公衆無線通信サービス	船舶・航空機向けの移動体通信サービス等	
衛星運用免許	衛星及び衛星地球局の設置・維持管理・使用・運用等	衛星キャリア免許

*FTNS=Fixed Telecommunications Network Services（固定通信網サービス）

（近藤 麻美）

<出典・参考文献>OFTA (http://www.ofra.gov.hk/index_eng.html)

イスラエル

ベゼックの独占に終止符

イスラエルの国内通信市場開放に係る法案が9月初めに成立した。イスラエル政府はできれば年内にWLL免許の入札を実施したい考え。またベゼックの民営化も今年末頃に実施の見通し。

イスラエル通信大臣は9月4日、イスラエルのローカル電話市場の開放を決定する



KDD RESEARCH



法案に調印した。これによりベゼックの国内固定通信の独占が終了し、イスラエルの通信市場は全面的に競争時代に入ることになった。

新法による国内固定通信事業者の主な条件は以下のとおり。

- ・出資者の最低20%はイスラエル在住のイスラエル国籍を持つ者が占めること。
- ・通信分野の知識及び経験を有すること。
- ・最低資本金額は6,000万米ドル（約65億円）。
- ・営業エリアには少なくとも15の行政地域（うち最低3つは非経済的な周辺地域）が含まれていること。
- ・免許取得後1年以内にサービスを開始すること。

固定通信市場の自由化に伴い通信省では固定無線アクセス用の周波数（26ギガヘルツ帯及び3.5ギガヘルツ帯）免許も計3通発給する予定で、今年末頃に入札を実施する。この入札にはベゼックと、既存のCATV事業者3社は参加できないことになっている。代わりにCATV事業者の通信事業参入が認められるよう関連法の改正が進められている。

また10月初め、通信省は第2世代（DCS-1800等）及び第3世代携帯電話サービス用の周波数オークションの準備を開始すると発表した。既存の携帯電話事業者の他に4番目の新規事業者^(注11)に周波数が割り当てられることになっている。

(注11)

イスラエルの携帯電話事業者は現在、ベゼックとモトローラの合併によるペレフォーン、ベルサウスが出資しているセルコム、香港のハチソンが出資するパートナー・コミュニケーションズの3社で、いずれも800～900MHz帯を使用している。

COMMENT

イスラエルの通信市場ではこのところいくつもの改革が同時並行で進められている。国内通信市場の開放、CATV業者の通信参入、衛星テレビ「YES」の参入による有料TV市場の競争化、そしてベゼックの民営化などである。

国内市場の競争化により特に期待されているのはブロードバンド・インターネット・サービスの普及である。

ブロードバンド・サービスについてはCATV事業者がケーブルモデム・インターネット・サービスの開業準備を進めている。またベゼックもADSLサービスを本格的に商用化するための許可を待ち望んでいる。しかしCATV市場で3社寡占を続ける既存ケーブル事業者と国内通信を独占してきたベゼックに先にブロードバンドの展開を認めると、新規通信事業者の市場参入が困難になるとの判断から、通信省はなかなかサービス開始を認めようとしてこなかった。

しびれを切らしたCATV事業者らのロビー活動が功を奏して、9月中旬、バラク首相がCATV事業者とベゼックにブロードバンド・サービスの開始を早く認めるよう通信大臣に対し指示を出し、数週間以内に一時免許が発行される見通しになった。これに対しバラック・インターナショナル、セルコム等他の通信事業者はベゼックが他事業者にローカル・ループを開放しないうちはベゼックやCATV事業者にもブロードバンド・サービスの開始を認めるべきでないと反発している。

またベゼックの民営化計画案については、9月6日にイスラエル国会（クネセツト）の財務委員会で承認された。

現在、イスラエル政府はベゼックの約55%を保有しているが、そのうち50.01%を戦略的パートナーに入札により売却する。一般公募により市場に株式を放出するの





は将来、ベゼックの経営の安定性を脅かす恐れがあるとの反対意見が通った。

入札条件の詳細はまだ検討中だが、通信省の案では入札者には最低20%外資パートナーが参加していなければならないという。ただし、その外国企業はイスラエルと国交のある国の事業者で、しかも国有企業はだめだという条件が考えられており、あまり門戸を狭くすると入札者がいなくなってしまうのではないかと懸念されている^(注12)。入札は年内に実施の予定。

(近藤 麻美)

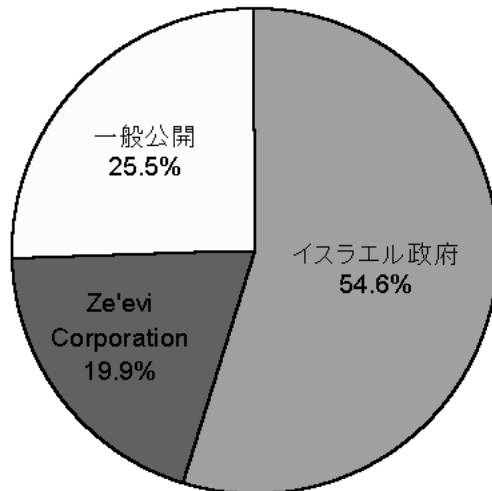
<文中の換算率>1米ドル=108円(2000年9月1日東京の対顧客電信売り相場)

<出典・参考文献>イスラエル通信省 (<http://www.moc.gov.il/new/english/index.html>)、
Ha'aretz (http://www3.haaretz.co.il/eng/htmls/1_1.htm)、
Total Telecom (<http://www.totaltele.com>)、
TR International (9.15)、Financial Times (9.5, 8.29, 8.17)

(注12)

イスラエルの大手資本であるイスラエル・コーポレーションがスペインのテレフォニカと組んで入札参加を検討していると言われている。またテレフォニカは現在、携帯電話会社ペレフォンの50%をモトローラから買収する交渉を進めている。

■ベゼックの現在の株主構成



KDD RESEARCH

編集後記

■ 気持ちの良い青空の季節になりました。IT 論議も依然として盛んです。リテラシーを取り上げる論調がありますが、IT 関連の操作性などは、これからますます簡単になります。テレビのリモコン型が究極の操作道具の1つでしょうか。

■ 野口悠紀雄氏が、情報格差はアクセスできること、操作に習熟することによって起るのではなく、IT を使って、「物を考える力」によって起るとの趣旨を言われていますが、賛成です。「物を考える力」の弱い者には、不安な将来ですが、今後、博識であることや情報収集力に優れていることの有利性はなくなっていくでしょう。

■ 本誌を手にとられて、新たに購読を希望される方は弊社のホームページ経由で、メールにて購読申し込みを受付けております。ご利用下さい。又、ご気軽に後記の連絡先にお問い合わせ下さい。

■ KDD 総研のホームページをご利用下さい。
<http://www.kdd-ri.co.jp>

■ 読者の皆様とのコミュニケーションをより緊密化したいと考えております。本誌に掲載の記事について、お問い合わせ、ご意見、ご要望をお寄せ下さい。頂いたご意見は本誌に反映させ、利活用度の高い誌面づくりの参考にさせていただきます。

■ 弊社では、東南アジアを始めとする諸外国の通信事情の調査、或いは諸外国の線路敷設権など、各種の個別調査の受託しております。また、講演会の講師の派遣や本誌への広告も承っております。企画の段階からでも、ご一報いただければ、随時ご相談に応じます。

(編集人 三宅)

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3
KDDビルアネックス4F
株式会社 KDD 総研 メディア研究部
三宅宛
TEL03-3347-9116
FAX03-5381-7017
E-mail:se-miyake@kdd-ri.co.jp

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

2000 October



●発行日 2000年10月20日
●発行人 山本 隆臣
●編集人 三宅 誠次郎
●発行所 株式会社 KDD 総研

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDビルアネックス4F
TEL. 03 (3347) 9139 FAX. 03 (5381) 7017

●年間購読料 30,000円 (消費税等・送料込み、日本国内)
●レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

■KDD Europe Ltd.
6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.
Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

■KDD TELECOMET Deutschland GmbH
Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

■KDD TELECOMET H.K. LTD.
Unit 2901, 29/F Hong Kong Telecom Tower
Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

■眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)
大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

■海外新聞普及 (株) (OCS)
〒108-0023 東京都港区芝浦2-9
Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338